令和８年度 東京都入札監視委員会
第１回　第一監視部会

○ 日時：令和８年７月１日（水）　９時 30 分から

○ 会場：東京都第一本庁舎南塔 33 階　特別会議室Ｓ６

○　次　第

１　開会

２　出席者の確認

３　議事進行の説明

４　資料の説明

５　対象事案の説明　（資料１）

６　定例事案

(1) 都営住宅７H-107・108 東(江東区塩浜二丁目)工事　（議案１）

(2) 浅草線・京急本線泉岳寺駅改良（駅工区）土木工事（その２）　（議案２）

(3) 浅草線及び大江戸線構築補修工事工種別単価請負工事（単価契約）　（議案３）

(4) 中央区築地二丁目１番地先から同区明石町７番地先間外１か所配水小管布設替工事　（議案４）

(5) 中川建設発生土改良プラント再構築その２工事　（議案５）

７　談合情報処理に係る事案　（議案６）

８　閉会

令和８年度東京都入札監視委員会 第１回第一監視部会
出席者

部会構成員　（五十音順・敬称略）

部会長	東京都市大学建築都市デザイン学部建築学科教授	小　見　康　夫
委　員	弁　護　士	秋　山　一　弘
委　員	神戸大学大学院経営学研究科教授	黒　木　　淳
委　員	弁　護　士	松　本　はるか

都側職員

財務局 経理部長	佐　藤　直　樹
財務局 契約調整担当部長	荒　山　英　之
財務局 経理部 契約調整担当課長	東　川　直　史
財務局 経理部 契約調整技術担当課長	石　川　康　貴
財務局 経理部 電子調達担当課長	高　　島　　進
財務局 経理部 契約第一課長	高　橋　暢　明

説明局

住宅政策本部 企画計理課 契約調整担当課長	丹　　直　　美
住宅政策本部 東部住宅建設事務所 建設課長	北　爪　敏　丈
交通局 資産運用部 契約課長	中　島　秋　津
交通局 建設工務部 改良担当課長	川　上　和　孝
交通局 建設工務部 保線課長	竹　　村　　茂

水道局 給水部 配水課長	市之宮誠司
水道局 経理部 契約課長	杉　山　亨
下水道局 経理部 契約課長	筑波純子
下水道局 建設部 土木設計課長	重野達史

（資料1）

令和8年度東京都入札監視委員会　第1回第一監視部会　定例事案等の抽出について

1　定例事案

（1）根拠規定　　東京都入札監視委員会設置要綱第2条第一号、東京都入札監視委員会運営要領第二

（2）対象事案　　令和7年度の4月1日から6月30日までに契約した工事案件

（3）事案抽出方針

ア　高額・高落札率事案

イ　1者入札事案

ウ　低入札価格調査事案

エ　同一事業者による長期継続受注事案

オ　社会的注目事案

カ　その他部会が必要と認める事案

2　定例事案の対象

上記1により、次の5事案を対象とする。

議案	抽出項目	契約局名	事業執行局名	契約番号	入札方式	業種区分	業種名	工事件名	契約年月日	工期	予定価格公表区分	予定価格（千円）（税込）	最低制限価格又は調査基準価格（千円）（税込）	当初契約金額（千円）（税込）	最終契約金額（千円）（税込）	落札率	希望者数	指名者数	応札者数	契約の相手方	総合評価	不調再発注
1	高額・高落札案件 一者入札案件	財務局	住宅政策本部	06-00798	一般競争入札	建築工事	建築工事	都営住宅7H-107・108東(江東区塩浜二丁目)工事	令和7年6月6日	令和11年7月12日	事後公表	4,920,311	4,575,889	4,796,000	4,953,641	97.47	3	3	1	株式会社ノバック		○
2	高額・高落札案件	交通局	交通局	06-18030	特命随意契約	土木工事	地下鉄工事	浅草線・京急本線泉岳寺駅改良（駅工区）土木工事（その2）	令和7年4月1日	令和13年2月28日	事後公表	16,993,842	－	16,984,000	－	99.94		1	1	鹿島・東急・京急建設共同企業体		.
3	一者入札案件 同一事業者長期受注案件	交通局	交通局	06-18021	希望制指名競争入札	土木工事	床版補強	浅草線及び大江戸線構築補修工事工種別単価請負工事（単価契約）	令和7年4月1日	令和8年3月31日	非公表	非公表	－	118,771	123,997	非公表	1	1	1	東亜グラウト工業株式会社		
4	一者入札案件	水道局	水道局	06-01529	希望制指名競争入札	土木工事	水道施設工事	中央区築地二丁目1番地先から同区明石町7番地先間外1か所配水小管布設替工事	令和7年4月11日	令和8年7月14日	事後公表	378,411	345,695	344,450	382,173	91.02	4	4	1	株式会社三雄	○	
5	高額・高落札案件	下水道局	下水道局	06-52001	一般競争入札	建築工事	建築工事	中川建設発生土改良プラント再構築その2工事	令和7年4月1日	令和9年12月14日	事後公表	19,644,779	18,269,644	18,414,000	18,588,669	93.73	2	2	2	大成・西武建設共同企業体（特）	○	

※議案作成日：令和8年5月25日

3　談合情報処理に係る事案

（1）根拠規定　　東京都入札監視委員会設置要綱第2条第七号、東京都入札監視委員会運営要領第八

（2）対象事案　　1（2）の期間に談合情報処理を行った事案

以上に該当する1事案を対象とする。（議案6）

別記様式－２

議案１

東京都入札監視委員会　議案

開　催　日	令和８年７月１日（水）	議案番号	１
所管部署	東京都住宅政策本部		
施工業種	建築工事	等　級	A
件　名	都営住宅７H-107・108東(江東区塩浜二丁目)工事		
場　所	東京都江東区塩浜二丁目4番3		
概　要	別紙のとおり		
工　期	契約確定の日の翌日から令和11年７月12日まで		
契約者	株式会社ノバック		
契約金額	契約時：4,796,000,000円 変更後：4,953,641,000円（第1回）		

契約方式	一般競争入札
応募（指名）者	別紙「一般競争入札参加資格確認委員会議案」のとおり（全三者）
入札参加(指名)者	別紙入札経過調書のとおり（全三者）
入札経過(結果)	別紙入札経過調書のとおり（全一者）
施工状況	施工中

（　備　考　）

○添付資料
１　工事概要（案内図含む）
２　工事発注予定表及び入札参加条件
３　一般競争入札参加資格確認申請書（落札者のみ）
４　一般競争入札参加資格確認委員会　議案
５　一般競争入札参加資格確認結果通知書（落札者のみ）
６　入札経過調書
７　工事請負契約書（表紙）
８　契約内容変更決定通知書及び承諾書
９　再発注経過

令和８年７月１日　東部住宅建設課

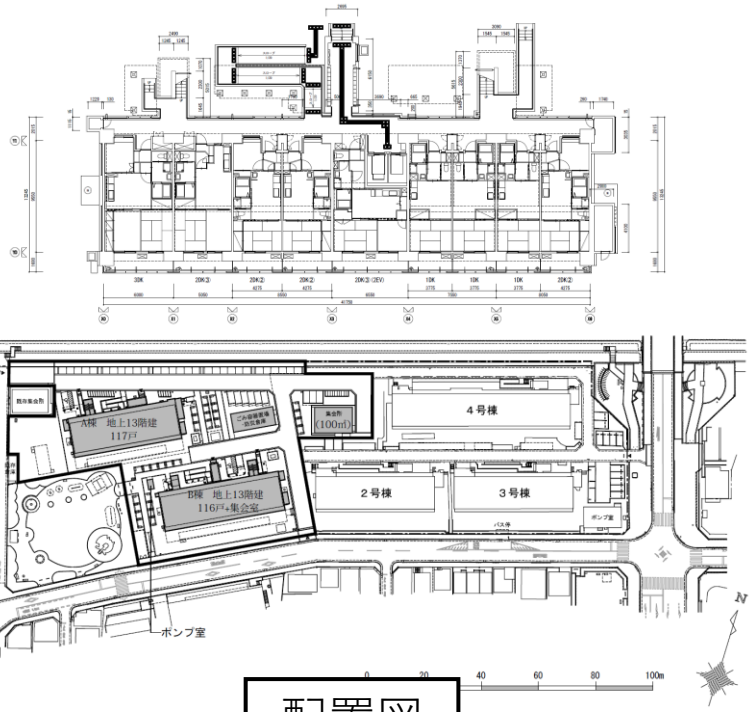
都営住宅７Ｈ-107・108東(江東区塩浜二丁目)工事　工事概要

1	契約件名	都営住宅７Ｈ-107・108東(江東区塩浜二丁目)工事
2	契約の方法	一般競争入札　（事後公表）
3	契約金額	4,796,000,000円（税込み）
4	契約の相手方	株式会社ノバック
5	工期	令和7年6月9日～令和11年7月12日（993日）
6	工事概要	A棟 鉄筋コンクリート造 地上13階建て 117戸 B棟 鉄筋コンクリート造 地上13階建て 116戸 ごみ容器置場・防災倉庫、ポンプ室　外構工事一式 既存住棟の除却

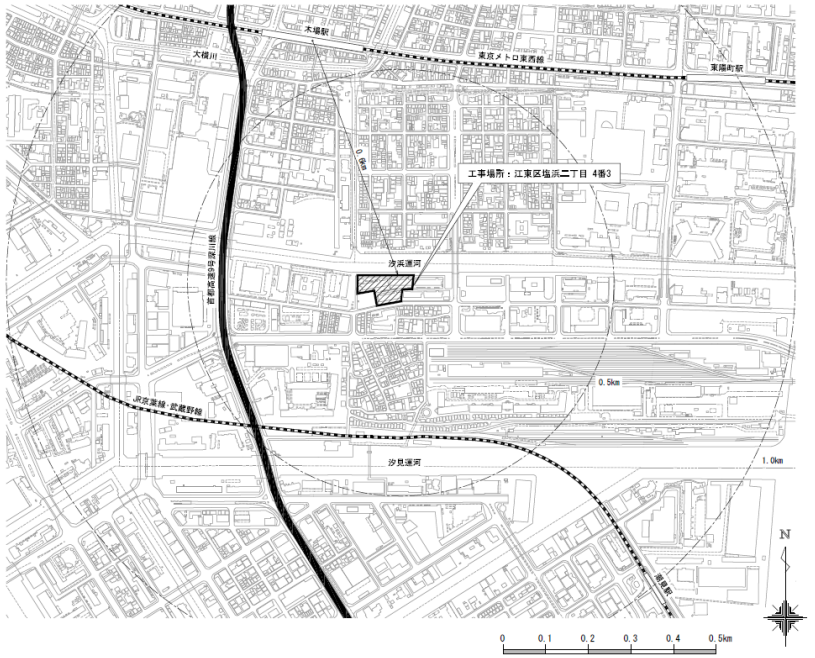


一般平面図

都営高層住宅14型改訂基準
建物設計図13HFWを採用



配置図



案内図

発注予定表

項目	項目内容			
契約番号	06-00798			
業種	業種	0700:建築工事		
	希望受付業種１	0700:建築工事		
	希望受付業種２			
	希望受付業種３			
件　　名	【電子】都営住宅７Ｈ-107・108東(江東区塩浜二丁目)工事			
履行場所	東京都江東区塩浜二丁目４番３			
概　　要	別紙「発注予定表　概要」のとおり			
履行期間	契約確定の日の翌日から令和11年 7月12日まで			
契約方法	一般競争入札			
予定価格（税込）	事後公表			
発注等級	A			
受付等級	A,B,C,D,E,X,JV			
工事発注規模	40億円以上　50億円未満			
そ の 他	契約後VE対象、建設リサイクル法対象			
入札説明会開催日時				
入札説明会開催場所				
公報登載日	令和 7年 2月 7日			
開札予定日時	令和 7年 4月 3日　9時15分			
契約書種別	紙契約案件			
希望申請期間	令和 7年 2月14日　9時00分から令和 7年 2月20日 16時00分まで			
希望申請場所	東京都電子調達システムの「電子入札」により申請すること。紙入札により参加を申請する場合は財務局経理部契約第一課。			
希望申請要件１	添付ファイル「入札説明書」参照			
希望申請要件２	令和７年第二回東京都議会定例会付議案件			
希望申請要件３	ＷＴＯ対象工事			
希望申請要件４	別紙「発注予定表　希望申請要件」のとおり			
希望申請要件５	令和７年度予算が令和７年第一回東京都議会定例会で可決された後に本案件の開札を執行する。			
希望申請要件６				
希望備考	別紙「発注予定表　希望備考」のとおり			
担当局部課	財務局経理部契約第一課			
担当者	建築担当			
連絡先	03-5388-2623　内線番号：26-162			
発注予定備考	別紙「発注予定表　発注予定備考」のとおり			

別紙

発注予定表　概要

住宅棟Ａ棟
　鉄筋コンクリート造　地上13階建て　１棟　117戸
住宅棟Ｂ棟
　鉄筋コンクリート造　地上13階建て　１棟　116戸
　付属施設　集会室
集会所(100㎡)　鉄骨造　平屋建て　１棟
ごみ容器置場・防災倉庫、ポンプ室
外構工事一式
その他工事一式

別紙

発注予定表　希望申請要件

希望申請要件４
商業登記簿謄本の「履歴事項全部証明書」又は「現在事項全部証明書」（いずれも商号、本店及び代表者の記載が最新のもの）の写し及び工事実績書（様式第３号）（ワードファイル）を提出すること。

別紙

発注予定表　希望備考

受付時間は、令和７年２月14日（金）から同月20日（木）までの土曜日を除く毎日、午前８時から午後９時まで（ただし、資格確認申請期間初日は午前９時から。また、最終日は午後４時まで）。紙入札により申請する場合は、令和７年２月14日（金）から同月20日（木）までの東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）第１条第１項に規定する東京都の休日を除く毎日、午前９時から午後４時まで。

別紙

発注予定表　発注予定備考

○　調査基準価格は、令和５年１月16日公表分から適用の基準で算定し、予定価格の7.5/10から9.3/10までの範囲で設定する。詳細は別添「調査基準価格及び最低制限価格の算定基準について」のとおり。
○　本案件は、一部建築（一部土木）積算の積算方式となっているため、直接工事費は現場管理費相当分を含んで構成している。
　したがって、調査基準価格を算定する際、直接工事費のうち建築積算部分に10分の１を乗じた額を現場管理費相当分として直接工事費から減額し、現場管理費にこれを加えて算定している。
　なお、入札書に入力する直接工事費は、現場管理費相当分を直接工事費から減じる前の額を入力すること。
○　公表した予定価格又は工事発注規模は、予定価格の修正に伴い変更する場合がある。その場合は、最終回答（予定）日以降、速やかに「訂正通知書」により通知する。
○　本案件は、単体企業又は建設共同企業体のいずれも入札に参加することができる混合入札の対象案件である。
○　図面、積算内訳書等の発注図書を、案件公表時から公表する。資格確認結果通知又は指名通知時には原則発注図書を添付しないため、公表時のものを使用すること。
　ダウンロードは、当該案件に参加できる者のみが行うことができる。１Ｃカードで電子入札にログインを行い、当該案件の「案件情報詳細」の「積算資料等」からダウンロードすること。
　なお、操作方法について不明な点がある場合は、ヘルプデスク(電話03-5388-2790)に確認すること。
○　契約制度に掲載されている「【電子入札用】工事請負等競争入札等参加者心得（その１）〔予定価格を事前公表しないもの及び委託契約関係〕」又は「工事請負等競争入札等参加者心得（その１）〔予定価格を事前公表しないもの及び委託契約関係〕」をよく確認すること。
○　下請契約を締結する時は、法定福利費を別枠表記した見積書を徴取し、それを踏まえた書面により、適正な額の請負代金での下請契約に努めること。また、技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めること。【受注者の責務について(公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第８条)】
○　配置予定技術者の雇用関係が確認できるものとして、健康保険被保険者証の写しを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号にあらかじめマスキングを施してから提出すること。(詳細は別添「健康保険被保険者証の取扱いについて」のとおり。)
○　落札者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第20条の２第２項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から契約を締結するまでに、契約担当部署に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。(詳細は別添「工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について」のとおり。)
○　本案件は、「建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認めない工事」である。
○　本案件は、「受注者希望型女性活躍モデル工事」の試行対象案件である。
○　本案件は、「受注者希望型遠隔臨場適用工事」である。
○　本案件は、「週休２日促進工事」である。
○　資格確認通知：令和７年２月26日の予定
○　起工部署：住宅政策本部

入　札　説　明　書

1　競争入札に付する事項

(1) 業　　種　建築工事

(2) 工事件名　都営住宅7H-107・108東(江東区塩浜二丁目)工事

(3) 工事場所　江東区塩浜二丁目4番8

(4) 工事概要

住宅棟A棟

鉄筋コンクリート造　地上13階建て　1棟　117戸

住宅棟B棟

鉄筋コンクリート造　地上13階建て　1棟　116戸

付属施設　集会室

集会所(100㎡)　鉄骨造　平屋建て　1棟

ごみ容器置場・防災倉庫、ポンプ室

外構工事一式

その他工事一式

(5) 工期　契約確定の日の翌日から令和11年7月12日まで

(6) 工事発注規模価格帯　40億円以上50億円未満

(7) 本案件は電子入札対象案件であるので、入札に係る手続は東京都電子調達システム(以下「電子調達システム」という。)により行うこと。電子入札の運用は、東京都が定めた東京都電子入札等運用基準(建設工事等)(平成17年2月1日付16財経一第2768号。以下「運用基準」という。)による。ただし、電子調達システムにより難く、紙による手続を行おうとする者は、運用基準第7による申請を行い、東京都の承認を受けなければならない。

(8) 本案件は、単体企業又は建設共同企業体のいずれも入札に参加することができる混合入札の対象案件である。

(9) 本案件は、低入札価格調査制度の対象案件である。

(10) 本案件は、契約締結後に施工方法等についてＶＥ提案を受け付ける契約後ＶＥの対象工事である。

(11) 本案件は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(12) 本案件は、「受注者希望型女性活躍モデル工事」の試行対象案件である。

(13) 本案件は、「受注者希望型遠隔臨場適用工事」である。

(14) 本案件は、「週休２日促進工事」である。

(15) 本案件は、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成 17 年法律第 18 号)第８条の規定により、受注者の責務が定められた工事である。この工事の施工に当たり下請契約を締結するときは、法定福利費を別枠表記した見積書を徴取し、それを踏まえた書面により、適正な額の請負代金での下請契約に努めなければならない。

また、技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

２　競争入札に参加する者に必要な資格

次の(1)又は(2)に該当し、かつ、３又は４により事前にこの入札に参加する資格があることの確認を受けた者が、この入札に参加することができる。

(1) 単体企業による申込みの場合

次のアからオまでの全ての条件を満たすこと。

ア　次の(ｱ)から(ｵ)までのいずれにも該当しないこと。

また、入札書提出までの間にいずれかの事項に該当した場合は、入札参加資格を取り消す。

(ｱ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の４の規定に該当する者

(ｲ) 東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱(平成18年４月１日付17財経総第1543号。以下「指名停止等措置要綱」という。)に基づく指名停止期間中の者

(ｳ) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第１項の更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第１項の再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等(以下「経営不振の状態」という。)。ただし、東京都が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。

(ｴ) 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年１月14日付61財経庶第922号。以下「暴力団等対策措置要綱」という。)第５条第１項の規定による排除措置期間中の者

(ｵ) この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者(東京都建設工事等競争入札参加資格登録事項にいう「関係する会社」に当たる者)

イ　令和５・６年度東京都建設工事等競争入札参加有資格者で、業種07の建築工事(以下「建築工事」という。)に登録されていること。

ウ　次の全ての要件を満たす建物一棟(エキスパンションジョイント、渡り廊下、地下通路等で複数棟が接続されている場合は、それぞれの棟ごとに一棟とみなす。)の施工実績(平成27年２月１日から令和７年２月20日までの間に、建築工事において建設共同企業体の代表者又は単体の元請として完成した工事をいう。)を有すること。

(ｱ) 工事種別　新築又は改築

(ｲ) 用途種別　住宅

(ｳ) 構造種別　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

(ｴ) 階数　地上７階建て以上

(ｵ) 延床面積　2,800㎡以上

エ　建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第１項に定める経営事項審査(直近で、かつ、申請日時点で有効なもの。以下「経審」という。)において、建築一式の総合評定値が1,000点以上であること。

オ　建設業法第３条の規定による特定建設業の許可を受けていること。

(2) 建設共同企業体による申込みの場合

次のアからエまでの全ての条件を満たすこと。

ア　２者又は３者による建設共同企業体であること。

イ　建設共同企業体の出資割合について、次の(ｱ)及び(ｲ)の条件を満たすこと。

(ｱ) １パーセント単位で設定し、出資割合の合計が100パーセントとなること。

(ｲ) 建設共同企業体の構成員の出資割合のうち、第１順位の構成員については、構成員中最大であること。

また、構成順位が上位の者の出資割合が、構成順位が下位の者の出資割合を下回らないこと。

ウ　建設共同企業体の構成員が、(1)ア(ｱ)から(ｵ)までのいずれにも該当しないこと。

また、建設共同企業体の構成員が、入札書提出までの間に(1)ア(ｱ)から(ｵ)までのいずれかの事項に該当した場合は、当該建設共同企業体の入札参加資格を取り消す。

エ　建設共同企業体の構成員が、次の(ｱ)から(ｶ)までの要件を満たすこと。

なお、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合については、建設共同企業体の最下位の構成員になることができる。

(ｱ) (1)イの条件を満たすこと。

(ｲ) 建設共同企業体の第１順位の構成員が、次のａからｃまでの要件を満たすこと。

a　(1)ウの条件を満たすこと。

b　(1)エの条件を満たすこと。

c　(1)オの条件を満たすこと。

(ウ) 建設共同企業体の第２順位の構成員は、経審において、建築一式の総合評定値が800点以上であること。

(エ) 建設共同企業体の第３順位の構成員は、経審において、建築一式の総合評定値が800点以上であること。

(オ) 建設共同企業体の構成員となる者が、この入札に参加する他の建設共同企業体の構成員でないこと。

なお、建設共同企業体の構成員となる事業協同組合及びその組合員は、当該建設共同企業体において重複して構成員となることはできず、また、この入札に参加する他の建設共同企業体の構成員となることはできない。

(カ) 建設共同企業体の構成員となる者が、この入札に単体企業として参加する者でないこと。

また、建設共同企業体の構成員となる事業協同組合の組合員が、この入札に単体企業として参加する者でないこと。

３　電子入札により参加を申請する場合の競争入札参加資格確認申請

(1) この入札に電子入札により参加を申請する者は、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を電子調達システムにより提出して、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 申請書を提出する際は、原則として次の必要書類をファイル化して申請書送信時に添付することとし、これにより難い場合は、(3)イのとおり紙により提出すること。

なお、内容に虚偽の記載があった場合は、指名停止等措置要綱別表５の虚偽記載に該当し、指名停止措置等の対象となる。

ア　２(1)ウの施工実績又は２(2)エ(イ)ａの施工実績を確認できる書類

当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターが構築した官公庁工事実績情報データベース(以下「コリンズ」という。)に登録されている場合は、その工事に関するしゅん工時工事カルテ受領書又はしゅん工登録の登録内容確認書(コリンズへの登録により発行されたもの)の写しを提出すること。

コリンズに登録されていない場合は、その工事の契約書原本、当該工事の施工内容を

確認できる書類及び施工が完了したことを確認できる書類（以下「契約設計図書等」という。）を持参して提示し、その写しを提出すること。

イ　建設共同企業体で申し込む場合は、建設共同企業体協定書、委任状及び建設工事共同請負入札参加資格審査申込書を電子調達システムにより提出すること。

また、第１順位の構成員の令和５・６年度東京都受付票（以下「受付票」という。）に代理人印又は使用印の欄がある場合は、委任状（復代理人用）又は使用印鑑届を作成し、押印しておくこと。

なお、当該資料を画面印刷し押印したものを、開札後に落札候補者の積算内訳書を確認する際に提出すること。

ウ　単体企業として申し込む者又は建設共同企業体として申し込む場合の第１順位の構成員は、エの必要書類とは別に「建設業許可証明書」の写し又は「建設業の許可について（通知）」（いずれも直近で、かつ、申請日時点で有効なもの）の写し

エ　単体企業として申し込む者又は建設共同企業体の各構成員は、次の書類を提出すること。

(ｱ)　経審の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（直近で、かつ、申請日時点で有効なもの）の写し

(ｲ)　配置予定技術者については、次のとおりとする。

a　配置予定技術者として監理技術者を配置する場合は「監理技術者資格者証」の両面の写し及び有効期限（監理技術者講習を受講した日の属する年の翌年の１月１日から５年後の12月31日まで）内の「監理技術者講習修了証」の写し又は監理技術者資格者証の裏面に貼付される「監理技術者講習修了履歴」の写しを、主任技術者を配置する場合は雇用を確認できる書類の写しを提出すること。

b　配置予定技術者については、本契約締結日前まで変更することができる。ただし、調査基準価格を下回る入札を行った者については、低入札価格調査時以降、変更することはできない。

なお、配置予定技術者の変更に当たっては、「工事希望票兼予定監理技術者等調書」及びａの書類を提出すること。

c　配置予定技術者は、申請書提出日において、雇用の期間が３か月以上あること。

なお、配置予定技術者を変更する場合においても同様とする。

d　配置予定技術者は、営業所の専任技術者でないこと。

e　配置予定技術者は、本契約締結日前まで他の工事に専任で従事することができる。

f　本案件は、主任技術者の兼務をすることができる。主任技術者の兼務を希望する場合は、別添「専任を必要とする主任技術者の兼務について」に従い、確認印押印又は署名前の兼務申請書を申請書提出時に添付ファイルにより提出することとし、一般競争入札参加資格確認結果通知後から本契約締結前までの間においては次の工事主管部署における確認印押印又は署名済みの兼務申請書を郵送(書留)又は信書便(書留に準ずるもの)により速やかに提出すること。

本案件の工事主管部署

東京都東部住宅建設事務所建設課建設計画担当

千代田区外神田一丁目１番６号

電話　03-3256-2260

g　本案件は、「建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認めない工事」である。

(ｳ) 工事実績書(様式第３号)（以下「工事実績書」という。）

必ずワードファイルで提出すること。

なお、コリンズに登録されていない工事を記載する場合は、当該工事の契約書の鑑の写し等記載内容を確認できる書類を提出すること。

(ｴ) 商業登記簿謄本の「履歴事項全部証明書」又は「現在事項全部証明書」(いずれも商号、本店及び代表者の記載が最新のもの)の写し

(3) 申請書及び必要書類(以下「申請書等」という。)は、次のとおり受け付ける。

ア　申請書等は、令和７年２月14日(金)から同月20日(木)までの土曜日を除く毎日、午前８時から午後９時まで(ただし、初日は午前９時から、また、最終日は午後４時まで)、電子調達システムにより受け付ける。

イ　申請書提出時に添付できなかった必要書類は、原則として郵送(書留)又は信書便(書留に準ずるもの)により、次のとおり受け付ける。

(ｱ) 期間　令和７年２月14日(金)から同月20日(木)まで(最終日は午後４時必着)

(ｲ) 宛先　〒163-8001　新宿区西新宿二丁目８番１号　東京都財務局経理部契約第一課　担当　吉田

(ｳ) 必要書類は、建設共同企業体として申し込む場合、第１順位の構成員が全構成員分を取りまとめて一括で提出すること。

ウ　(2)アにおいて契約書原本及び契約設計図書等を提示し、その写しを提出する場合には、次により行うこと。

なお、提出に当たっては、次の(イ)の担当へ事前に電話連絡し、提出日時の指定を受けた上で持参により提出すること。

(ア)　期間　令和７年２月14日(金)から同月20日(木)までの東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第10号)第１条第１項に規定する東京都の休日(以下「休日」という。)を除く毎日、午前９時から午後４時まで

(イ)　場所　新宿区西新宿二丁目８番１号、東京都庁第一本庁舎15階南側　東京都財務局経理部契約第一課　担当　吉田　電話　03-5388-2623(ダイヤルイン)

(4)　工事実績書、委任状(復代理人用)及び使用印鑑届の用紙は、次のとおり配布する。

ア　期間　公告の日から令和７年２月20日(木)までの休日を除く毎日、午前９時から午後４時まで

イ　場所　(3)ウ(イ)に同じ。

ウ　イで配布するほか、電子調達システムの入札情報サービスに掲載する。

(5)　この入札に参加する資格の確認結果は、(3)アの期間に申請をした者に対して、一般競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4　紙入札により参加を申請する場合の競争入札参加資格確認申請

(1)　あらかじめ１(7)ただし書の承認を受け、この入札に紙入札により参加を申請する者は、東京都が定めた競争入札参加資格確認申込書(以下「申込書」という。)を提出して、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2)　申込書を提出する際は、３(2)の必要書類を提出し、又は提示しなければならない。

(3)　申込書及び必要書類(以下「申込書等」という。)は、次のとおり受け付ける。

なお、申込書等は持参すること。

ア　期間　３(3)ウ(ア)に同じ。

イ　場所　３(3)ウ(イ)に同じ。

ウ　その他　単体企業として申し込む場合は当該企業の受付票を必ず持参することとし、建設共同企業体として申し込む場合は各構成員の受付票を必ず持参すること。

また、提出に当たっては、建設共同企業体として申し込む場合、第１順位の構成員が全構成員分を取りまとめて一括して提出すること。

(4)　工事実績書、申込書、委任状(復代理人用)及び使用印鑑届の用紙は、次のとおり配布す

る。

ア　期間　３(4)アに同じ。

イ　場所　３(3)ウ(イ)に同じ。

(5) 工事希望票兼予定監理技術者等調書は、次のとおり販売する。

ア　場所　中央区湊一丁目12番11号、八重洲第七長岡ビル４階、一般財団法人東京都弘済会用紙販売所　電話　03-6826-1011(ダイヤルイン)

イ　営業時間　休日を除く毎日、午前９時から午後４時まで

(6) この入札に参加する資格の確認結果は、３(3)ウ(ア)の期間に申請をした者に対して、一般競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

5　契約条項等に関する事項

(1) 契約条項を次のとおり縦覧に供する。

ア　期間　３(4)アに同じ。

イ　場所　３(3)ウ(イ)に同じ。

(2) ３(5)又は４(6)の通知によりこの入札に参加する資格があると確認された者については、通知を受けた日から令和７年４月３日(木)までの間、図面及び仕様書を貸与する。ただし、発注図書の公表を案件公表時から行っている案件については、案件公表時から貸与するものとする。

6　入札手続等

(1) 電子調達システムによる入札書の提出及び入札期間

入札書の提出は、一般競争入札参加資格確認結果通知日から令和７年４月２日(水)までの土曜日を除く毎日、午前８時から午後９時まで(ただし、最終日は午後４時まで)に、電子調達システムにより行うこと。

(2) 紙入札による入札の日時、場所等

ア　持参日時　令和７年４月２日(水)　午後４時

イ　持参場所　新宿区西新宿二丁目８番１号　東京都庁第一本庁舎南側35階　第１入札室

ウ　郵送(書留)又は信書便(書留に準ずるもの)による場合の入札書の受領期限及び宛先

(ア) 受領期限　令和７年４月２日(水)　必着

(イ) 宛先　３(3)イ(イ)に同じ。

(3) 開札の日時及び場所

ア　日時　令和７年４月３日(木)　午前９時15分

イ　場所　(2)イに同じ。

(4) 入札に際しては、東京都が定めた[電子入札用]工事請負等競争入札等参加者心得(その１)(平成17年２月１日付16財経一第2771号)又は工事請負等競争入札等参加者心得(その１)(昭和40年８月18日付40財経一発第15号)(以下「入札心得」という。)の内容をよく確認すること。

(5) 入札者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札し、積算内訳書の記載内容の確認を受けた者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者で、積算内訳書の記載内容の確認を受けた者を落札者とする。

(6) 次のアからエまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア　入札について不正の行為があったとき。

イ　虚偽の申請を行った者のした入札

ウ　積算内訳書をあらかじめ作成していない者又は東京都が提出を求めた際提出しない者のした入札

エ　その他、入札心得に違反したとき。

(7) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(8) 入札に参加する資格があると確認された者は、その見積もった金額の100分の３以上の入札保証金を入札前までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイの場合については、入札保証金の納付を免除する。

ア　入札に参加する者が、保険会社との間に東京都を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、入札前にその保険契約に係る保険証券を東京都に提出したとき。

イ　一般競争入札参加資格確認結果通知書において、入札保証金の納付を要しないものとされたとき。

(9) 入札書には、自己の見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載する。落札決定は、この金額に100分の10に相当する金額を加算した金額(この金額に１円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)により行う。

(10) 開札は、入札者を立ち会わせて行う。入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない東京都職員を立ち会わせる。

(11) 入札において落札者とされた者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結前までに納付しなければならない。ただし、次のアからウまでのいずれかの場合については、契約保証金の納付を免除する。

ア　落札者とされた者が、保険会社との間に東京都を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、契約締結前にその保険契約に係る保険証券を東京都に提出したとき。

イ　落札者とされた者が、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第２条第４項に規定する保証事業会社との間に、東京都を被保証者とする保証契約を締結し、契約締結前にその保証契約に係る保証証書を東京都に提出したとき。

ウ　一般競争入札参加資格確認結果通知書において、契約保証金の納付を要しないものとされたとき。

なお、低入札価格調査を行って落札者となった場合は、契約保証金の納付が免除となる者であっても、ア又はイの場合を除き、免除としない。

(12) 令和７年度予算が令和７年第一回東京都議会定例会で可決された後に、本案件の開札を執行する。

(13) 落札者決定後、落札者と仮契約を締結し、この契約議案が令和７年第二回東京都議会定例会で可決された後に本契約を締結する。

(14) 落札者又はその構成員が、仮契約締結後、本契約締結までの間に指名停止等措置要綱別表各号に掲げる措置要件の一に該当する場合又は暴力団等対策措置要綱第５条第１項の規定による排除措置を受けたときは、締結した仮契約を解除することがある。

(15) 前払金は、東京都契約事務規則(昭和39年東京都規則第125号。以下「規則」という。)第44条第１項の規定により、契約金額が72億円未満の場合は40パーセント(７億２千万円を限度とする。)を支払い、契約金額が72億円以上の場合は10パーセントを支払う。

なお、規則第44条の３第１項の規定により、中間前金払を行う場合は、契約金額が72億円未満のときは20パーセント(３億６千万円を限度とする。)を支払い、契約金額が72億円以上のときは５パーセントを支払う。

(16) この入札における競争入札参加資格の確認その他の手続に関しては、特定調達契約に係る苦情処理手続(平成14年３月19日付13財経総第1719号)により、東京都入札監視委員会(連絡先:東京都財務局経理部総務課　電話　03-5388-2607(ダイヤルイン))に対して苦情を申し立てることができる。

7　競争入札参加資格審査

(1) 令和５・６年度東京都建設工事等競争入札参加資格のない者で、この入札への参加を申請する者は、令和７年２月13日(木)までに建設工事等競争入札参加資格の審査申込書等を出し、申請書等又は申込書等の提出時までに審査を完了させ、令和５・６年度東京都建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載されなければならない。

また、令和５・６年度東京都建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、入札参加を希望する業種に登録されていない者については、令和７年２月13日(木)までに再審査申請を行い、申請書等又は申込書等の提出時までに当該業種に登録されなければならない。

(2) (1)の審査に関する詳細については、東京都公報特定調達公告版(令和６年３月27日付特定調達第3107号)第１号及び第２号を参照のこと。

(3) (1)の審査に関する問合せ先　東京都財務局経理部契約第一課資格審査担当
電話　03-5388-2622(ダイヤルイン)

８　その他

(1) 入札公告及びこの入札説明書に定めた書類の作成等に要する費用は、申請する者の負担とする。

また、申請のために提出された書類は返却しない。

(2) この契約事務の担当部署　３(3)ウ(イ)に同じ。

住宅政策本部東部住宅建設事務所
管理課
議会付議案件

建築工事

第1回　入札経過調書

公印照合	押　印	確認 同意者＊	確認同意 年月日＊
		―――	―――

文書番号	６財経一第3203号
契約番号	06-00798
開札日時	令和 7年 4月 3日　9時15分
開札場所	都庁第一本庁舎南側35階　第一入札室
公表区分	事後公表
予定価格	4,920,311,000円（税込） 4,473,010,000円（税抜）
調査基準価格	4,575,889,230円（税込） 4,159,899,300円（税抜）

件名	都営住宅７H-107・108東(江東区塩浜二丁目)工事
落札者	株式会社ノバック
住所	東京都港区西新橋三丁目２番１号
落札金額	97.4％ 4,796,000,000円

	入札者氏名	入札金額（税抜）	備　考
1	株式会社ノバック	4,360,000,000円	
2	日本住宅株式会社	辞退	
3	佐藤建業株式会社	辞退	

記事

履行場所　東京都江東区塩浜二丁目４番３

工事概要
住宅棟Ａ棟
鉄筋コンクリート造　地上13階建て　１棟　117戸
住宅棟Ｂ棟
鉄筋コンクリート造　地上13階建て　１棟　116戸
付属施設　集会室
集会所(100㎡)　鉄骨造　平屋建て　１棟
ごみ容器置場・防災倉庫、ポンプ室
外構工事一式
その他工事一式

工　期　契約確定の日の翌日から令和11年 7月12日まで

予定価格は消費税及び地方消費税の額を含んだ金額であり、入札金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。
落札金額は、入札金額に 記載してある金額に100分の 10 に相当する金額を加算したものである（1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる（単数単価契約の場合を除く。））。
※　契約内容を記録した電磁的記録を作成するときは、確認同意者欄に署名し、又は押印した上、確認同意年月日欄に日付を記載すること。

別紙

令和 7 年 9 月 19 日

契約内容の変更について（本文）

契約番号	０６－００７９８		
件名	都営住宅７H-107・108東（江東区塩浜二丁目）工事		
適用条項	契約条項第52条		
変更契約書等	東京都契約事務規則（昭和39年東京都規則第125号）第38条第6号の規定により契約書の作成を省略し、同規則第39条の規定により請書等を提出させる。		
契約の相手方	株式会社ノバック		
契約年月日	令和 7年 6月 6日		
履行場所	東京都江東区塩浜二丁目４番３		
契約金額	既定	変更	増△減
	4,796,000,000 円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 436,000,000 円）	4,953,641,000 円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 450,331,000 円）	157,641,000 円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 14,331,000 円）
履行期限	既定	変更	増△減
	契約確定の日の翌日から 令和11年7月12日 まで	----------	----------
前払金	既定	変更	増△減
	720,000,000 円	----------	----------
中間前払金	既定	変更	増△減
	----------	----------	----------

変更内容

令和7年9月18日決定の6住東建工第72号の3「工事変更書（特例措置）都営住宅７H-107・108東（江東区塩浜二丁目）工事」設計変更概要及び理由書のとおり

都営住宅7H-107・108東(江東区塩浜二丁目)工事の発注経過について

		当初発注	2回目	3回目
開札予定日		令和6年12月2日	令和7年4月3日	
公表区分		事後	事後	
予定価格(税込)		ー	4,920,311千円	
希望者／指名者		希望なし／―	希望3者／指名3者	
入札経過	結果	中止	落札	
	1回目	希望者なしのため中止	1者応札 ・落札(4,796,000千円) ・落札率　97.47%	
	2回目	ー	ー	
	3回目	ー	ー	
落札者		ー	株式会社ノバック	

別記様式－２

議案２

東京都入札監視委員会　議案

開　催　日	令和８年７月１日（水）	議案番号	２
所管部署	東京都交通局		
施工業種	地下鉄工事	等　級	順位
件　名	浅草線・京急本線泉岳寺駅改良（駅工区）土木工事（その２）		
場　所	浅草線泉岳寺駅構内ほか		
概　要	別紙のとおり		
工　期	契約締結の日から令和１３年２月２８日まで		
契　約　者	鹿島・東急・京急建設共同企業体		
契約金額	契約時：16,984,000,000円 （変更なし）		

契約方式	特命随意契約
応募（指名）者	別紙「指名業者選考委員会議案」のとおり
入札参加(指名)者	別紙見積経過調書のとおり
入札経過(結果)	別紙見積経過調書のとおり
施工状況	施工中

（備　考）

○添付資料

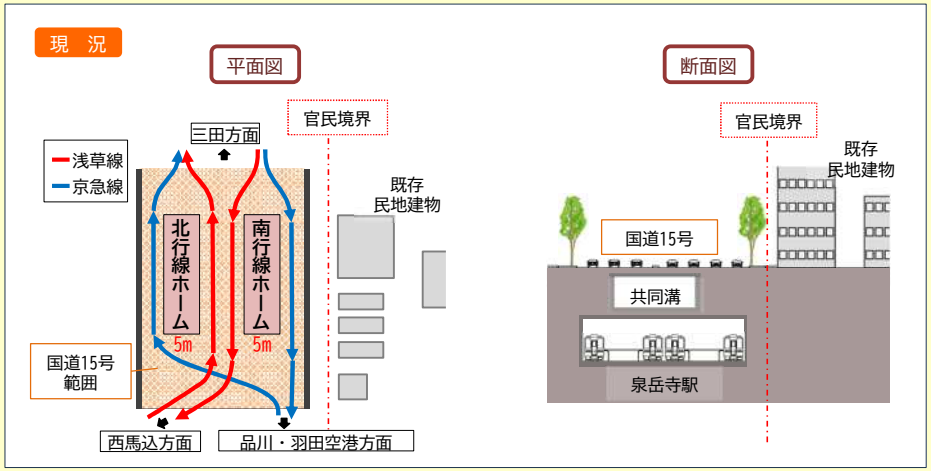
１　工事概要（案内図含む）
２　指名業者選考委員会　議案
３　見積合せ通知書
４　見積経過調書
５　工事請負契約書（表紙）

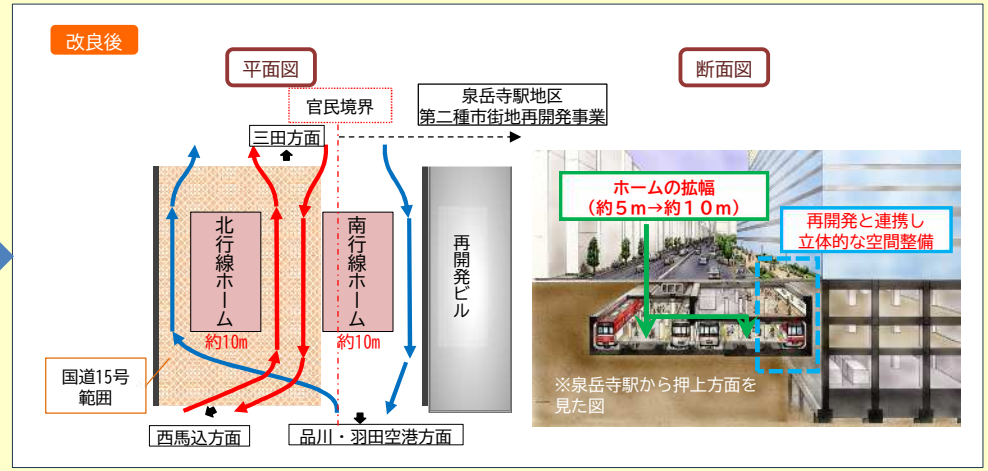
浅草線・京急本線泉岳寺駅改良（駅工区）土木工事（その２）

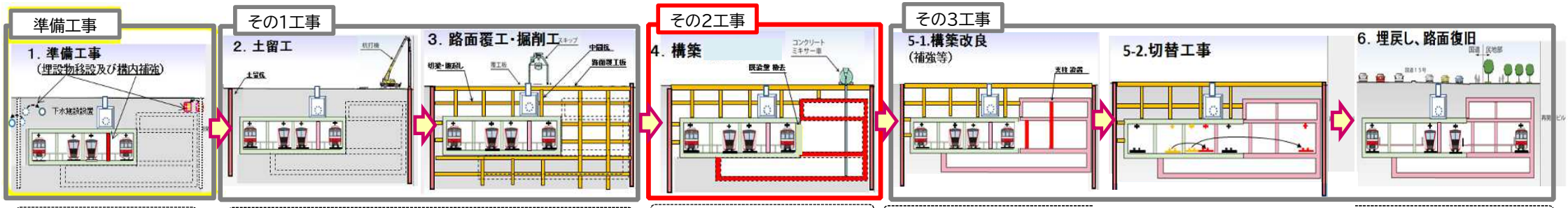
工事概要

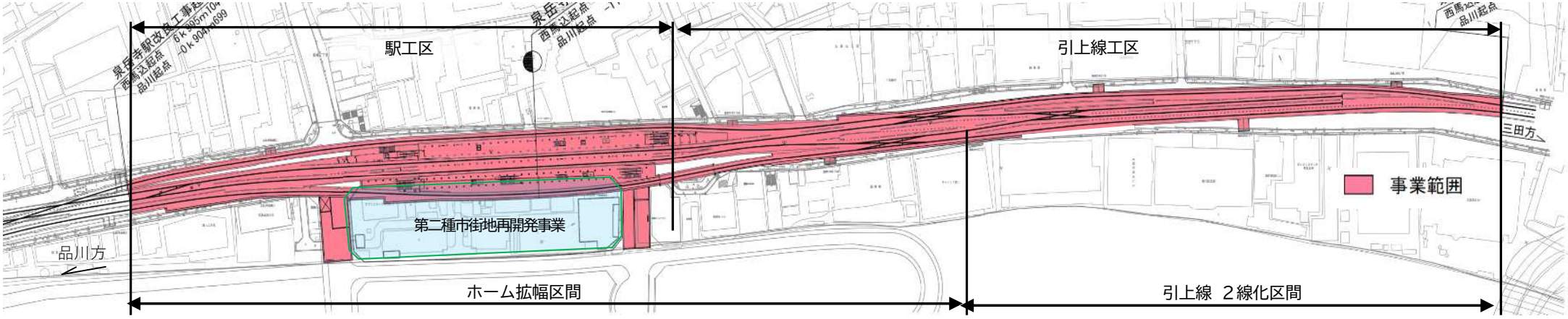
周辺再開発等による駅利用者の増加に備えるため、ホーム拡幅やコンコースの拡張などの大規模改良を行う工事のうち、駅工区の構築工事を行うもの。

○ 契約工期：令和７年４月１日～令和１３年２月２８日
○ 契約金額：16,984,000,000円（税込み）
○ 受 注 者：鹿島・東急・京急建設共同企業体









議会報告案件

地下鉄工事

第4回　見積経過調書

公印照合	押　印	確認 同意者※	確認同意 年月日※	文書番号	6交建工第1236号
				契約番号	06-18030
―――	―――	―――	―――	見積日時	令和 7年 3月13日 10時30分
				見積場所	東京都交通局資産運用部契約課カウンター
				公表区分	事後公表
				予定価格	16,993,842,800円（税込） 15,448,948,000円（税抜）

件名	浅草線・京急本線泉岳寺駅改良（駅工区）土木工事（その２）		
採用者	鹿島・東急・京急建設共同企業体	採用	99.9%
住所	東京都港区元赤坂一丁目３番１号	金額	16,984,000,000円

	見積者氏名	見積金額（税抜）	備　考
1	鹿島・東急・京急建設共同企業体	15,440,000,000円	

記事	履行場所	港区高輪二丁目２１番地先から港区高輪二丁目１９番地先まで及び浅草線泉岳寺駅構内
	工事概要	浅草線・京急本線泉岳寺駅改良（駅工区）土木工事（その２）
	工　　期	契約締結の日から令和13年 2月28日まで

予定価格は消費税及び地方消費税の額を含んだ金額であり、見積金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。
決定金額は、見積金額に 記載してある金額に100分の 10 に相当する金額を加算したものである（1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる（単数単価契約の場合を除く。）。）。
※　契約内容を記録した電磁的記録を作成するときは、確認同意者欄に署名し、又は押印した上、確認同意年月日欄に日付を記載すること。

議会報告案件

地下鉄工事

第3回　見積経過調書

公印照合	押　印	確認 同意者※	確認同意 年月日※	文書番号	6交建工第1236号
				契約番号	06-18030
―――	―――	―――	―――	見積日時	令和 7年 3月13日 10時02分
				見積場所	東京都交通局資産運用部契約課カウンター
				公表区分	事後公表
				予定価格	16,993,842,800円（税込） 15,448,948,000円（税抜）

件名	浅草線・京急本線泉岳寺駅改良（駅工区）土木工事（その２）		
採用者	再度見積合せ	採用 金額	
住所			

	見積者氏名	見積金額（税抜）	備　考
1	鹿島・東急・京急建設共同企業体	15,460,000,000円	

記事	履行場所	港区高輪二丁目２１番地先から港区高輪二丁目１９番地先まで及び浅草線泉岳寺駅構内
	工事概要	浅草線・京急本線泉岳寺駅改良（駅工区）土木工事（その２）
	工　　期	契約締結の日から令和13年 2月28日まで

予定価格は消費税及び地方消費税の額を含んだ金額であり、見積金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。
決定金額は、見積金額に 記載してある金額に100分の 10 に相当する金額を加算したものである（1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる（単数単価契約の場合を除く。）。）。
※　契約内容を記録した電磁的記録を作成するときは、確認同意者欄に署名し、又は押印した上、確認同意年月日欄に日付を記載すること。

議会報告案件

地下鉄工事

第2回　見積経過調書

公印照合	押　印	確認 同意者※	確認同意 年月日※	文書番号	6交建工第1236号
				契約番号	06-18030
―――	―――	―――	―――	見積日時	令和 7年 3月13日 10時01分
				見積場所	東京都交通局資産運用部契約課カウンター
				公表区分	事後公表
				予定価格	16,993,842,800円（税込） 15,448,948,000円（税抜）

件名	浅草線・京急本線泉岳寺駅改良（駅工区）土木工事（その２）		
採用者	再度見積合せ	採用 金額	
住所			

	見積者氏名	見積金額（税抜）	備　考
1	鹿島・東急・京急建設共同企業体	15,480,000,000円	

記事	履行場所	港区高輪二丁目２１番地先から港区高輪二丁目１９番地先まで及び浅草線泉岳寺駅構内
	工事概要	浅草線・京急本線泉岳寺駅改良（駅工区）土木工事（その２）
	工　　期	契約締結の日から令和13年 2月28日まで

予定価格は消費税及び地方消費税の額を含んだ金額であり、見積金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。
決定金額は、見積金額に 記載してある金額に100分の 10 に相当する金額を加算したものである（1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる（単数単価契約の場合を除く。）。）。
※　契約内容を記録した電磁的記録を作成するときは、確認同意者欄に署名し、又は押印した上、確認同意年月日欄に日付を記載すること。

議会報告案件

地下鉄工事

第1回　見積経過調書

公印照合	押　印	確認 同意者※	確認同意 年月日※	文書番号	6交建工第1236号
				契約番号	06-18030
―――	―――	―――	―――	見積日時	令和 7年 3月13日 10時00分
				見積場所	東京都交通局資産運用部契約課カウンター
				公表区分	事後公表
				予定価格	16,993,842,800円（税込） 15,448,948,000円（税抜）

件名	浅草線・京急本線泉岳寺駅改良（駅工区）土木工事（その２）		
採用者	再度見積合せ	採用 金額	
住所			

	見積者氏名	見積金額（税抜）	備　考
1	鹿島・東急・京急建設共同企業体	15,500,000,000円	

記事	履行場所	港区高輪二丁目２１番地先から港区高輪二丁目１９番地先まで及び浅草線泉岳寺駅構内
	工事概要	浅草線・京急本線泉岳寺駅改良（駅工区）土木工事（その２）
	工　　期	契約締結の日から令和13年 2月28日まで

予定価格は消費税及び地方消費税の額を含んだ金額であり、見積金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。
決定金額は、見積金額に 記載してある金額に100分の 10 に相当する金額を加算したものである（1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる（単数単価契約の場合を除く。）。）。
※　契約内容を記録した電磁的記録を作成するときは、確認同意者欄に署名し、又は押印した上、確認同意年月日欄に日付を記載すること。

様式４（随意契約）

随意契約の内容について（建設工事等）

年　月　日

交通局資産運用部契約課

件名	浅草線・京急本線泉岳寺駅改良（駅工区）土木工事（その２）	
契約番号	06-18030	
履行場所	港区高輪二丁目２１番地先から港区高輪二丁目１９番地先まで及び浅草線泉岳寺駅構内	
業種	地下鉄工事	
概要	浅草線・京急本線泉岳寺駅改良（駅工区）土木工事（その２）	
工期	契約締結の日から令和13年 2月28日まで	
契約の相手方	住所	東京都港区元赤坂一丁目３番１号
	商号又は名称	鹿島・東急・京急建設共同企業体
契約金額	¥16,984,000,000. （うち消費税及び地方消費税の額　¥1,544,000,000.）	
相手方の選定理由	「その１工事」を受注しており、一体的な施工体制を確保する必要があるため。	

別記様式－２

議案３

東京都入札監視委員会　議案

開　　催　　日	令和８年７月１日（水）	議 案 番 号	３
所　管　部　署	東京都交通局		
施　工　業　種	床版補強	等　　級	順位
件　　名	浅草線及び大江戸線構築補修工事工種別単価請負工事（単価契約）		
場　　所	浅草線及び大江戸線の全線及び地下車庫内		
概　　要	別紙のとおり		
工　　期	令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで		
契　　約　　者	東亜グラウト工業株式会社		
契　約　金　額	契約時：118,771,400円 変更後：123,997,684円		

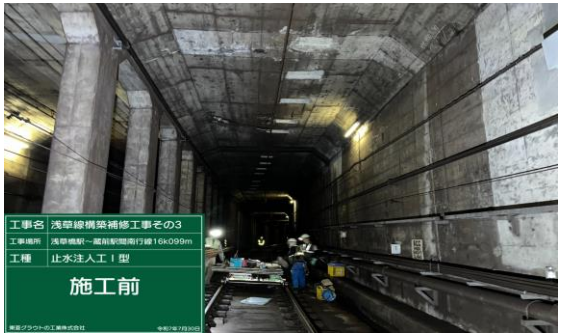
契　約　方　式	希望制指名競争入札
応募（指名）者	別紙「指名業者選考委員会議案」のとおり（全１者）
入札参加(指名)者	別紙入札経過調書のとおり（全１者）
入札経過(結果)	別紙入札経過調書のとおり（全１者）
施　工　状　況	履行完了済

（　備　考　）

○添付資料

１　工事概要（案内図含む）
２　工事発注予定表
３　希望票（落札者のみ）
４　指名業者選考委員会　議案
５　工事請負等指名通知書（落札者のみ）
６　入札経過調書
７　工事請負契約書（表紙・内訳書）
８　契約内容変更決定通知書及び承諾書
９　契約変更の内容について
10　過去５年の入札又は契約状況
11　再発注経過
12　不調時の入札経過調書

浅草線及び大江戸線構築補修工事工種別単価請負工事（単価契約）



○工事概要

本工事は、都営浅草線及び大江戸線の地下鉄構造物のトンネル内、車庫内の上床及び側壁における、緊急的な亀裂・剥離箇所の補修並びに漏水箇所の止水及び導水等を行うものである。

本工事は単価請負工事であり、安定した鉄道輸送を維持するための緊急対応という要素が強く、弾力的な執行が求められることから、契約代金の支払いは個々の発注工事ごとに行われる。

○契約工期　令和7年4月1日から令和8年3月31日まで



○契約金額

変更前　推定総金額　¥118,771,400

変更後　推定総金額　¥123,997,684

○受注者　　東亜グラウト工業株式会社

○工事内容

都営浅草線及び大江戸線のトンネル構造物、地下車庫内の上床及び側壁について、亀裂、剥離部分の補修及び漏水防止を行う。



○工事場所　都営浅草線及び大江戸線の全線及び地下車庫内

○作業時間

原則として地下車庫内は昼間、本線内は終車後から始発まで（実質4時頃まで）を作業可能時間とする。

発注予定表

項目	項　目　内　容			
契約番号	06-18021			
業種	9906 床版補強		分野	
希望受付業種	希望受付業種１	9906 床版補強	分野１	
	希望受付業種２		分野２	
	希望受付業種３		分野３	
件　名	【電子】 浅草線及び大江戸線構築補修工事工種別単価請負工事（単価契約）			
履行場所	浅草線及び大江戸線の全線及び地下車庫内			
概　要	本工事は、浅草線及び大江戸線の営業線及び地下車庫内のトンネルにおける上床・側壁、剥離、漏水箇所について、緊急的な補修を単価契約にて行うものである。			
履行期間	令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで			
契約方法	希望制指名競争入札			
発注等級	順位格付			
受付等級	順位格付			
その他	建設リサイクル法対象			
公報登載日				
開札予定日時	令和 7年 3月12日 9時30分			
契約書種別	紙契約案件			
希望申請期間	令和 7年 1月24日 9時00分から令和 7年 1月31日 15時00分			
希望備考	※本件は電子入札案件です。 ※本件は「総額競争方式」を採用した希望制指名競争入札によります。詳細は、添付文書「複数単価契約における契約の相手方の決定方法等運用変更について」をご確認ください。（入札時に内訳書の提出が必要です。）			
希望申請場所	電子調達システムから希望申請をしてください。			
担当局部課	交通局資産運用部契約課			
担当者	下川			
連絡先	03-5320-6061			
配布資料等	公表工事の申込方法及び注意事項_電子入札_【R5.4.1】 競争入札等参加者心得(その3)電子・事後 R7.1 監理技術者等の資格又は雇用関係の確認について（R6.7.1） 専任を必要とする主任技術者の兼務について_【R3.4.1】 複数単価契約における契約の相手方の決定方法等運用変更について_【H31.4.1】			
積算資料等 ※入札情報サービスでは非表示	※ダウンロードしたファイル等は、本件の積算をする目的以外での用途で使用することや第三者への提供を禁止します。 特記仕様書 図面一式 工事概要書（金抜き） 種別内訳書（金抜き） 単契数量・内訳書(金抜き).xlsx.			
発注予定備考	○図面、積算内訳書等の発注図書を案件公表時から公表します。資格確認結果通知又は指名通知時は原則として発注図書を添付しないので、公表時のものを使用してください。なお、ダウンロードは、当該案件に参加できる者のみが行うことができます。ICカードで電子入札にログインし、当該案件の「案件情報詳細」の「積算資料等」からダウンロードしてください。 ○下請契約を締結する時は、法定福利費を別枠表記した見積書を徴取し、それを踏まえた書面により、適正な額の請負代金での下請契約に努めてください。また、技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めてください。【受注者の責務について（公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第８条)】 【指名通知→令和７年２月１４日予定、入札締切→令和７年３月１１日 15時00分、開札→令和７年３月１２日 9時30分、契約締結予定日→令和７年4月1日】			
希望申請要件－東京都社会的責任調達指針	対象外			

項目	項　目　内　容
希望申請要件－１	令和元年度以降、地下鉄の営業線内で構築（コンクリート床版）補修工事を受注した実績を有すること。上記実績が確認できる契約書の写し及びその内容を確認できる書類（内訳書等）の写しを提出すること。
希望申請要件－２	工事希望申し込みをする場合は、添付の「工事の申込方法及び注意事項」及び「入札（等）参加者心得」をご覧ください。
希望申請要件－３	入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（東京都建設工事等競争入札参加有資格登録事項にいう「関係する会社」にあたらないこと。）
希望申請要件－４	東京都交通局競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成18年4月1日17交資第1711号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
希望申請要件－５	東京都交通局契約関係暴力団等対策措置要綱（平成22年11月8日22交資第1377号）に基づく排除措置期間中にない者であること。
希望申請要件－６	

床版補強

第1回　入札経過調書

公印照合	押　印	確認 同意者※	確認同意 年月日※	文書番号	6交建工第1347号
				契約番号	06-18021
		―――	―――	開札日時	令和 7年 3月12日　9時30分
				開札場所	東京都交通局資産運用部契約課
				公表区分	非公表
				予定価格	非公表

件名	浅草線及び大江戸線構築補修工事工種別単価請負工事（単価契約）		
落札者	東亜グラウト工業株式会社	落札 金額	118,771,400円
住所	東京都新宿区四谷二丁目１０番地３		

	入札者氏名	入札金額（税抜）	備　考
1	東亜グラウト工業株式会社	107,974,000円	

記事

履行場所　　浅草線及び大江戸線の全線及び地下車庫内
工事概要　　本工事は、浅草線及び大江戸線の営業線及び地下車庫内のトンネルにおける上床・側壁、剥離、漏水箇所について、緊急的な補修を単価契約にて行うものである。
工　　期　　令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

予定価格は消費税及び地方消費税の額を含んだ金額であり、入札 金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。
落札金額は、入札金額に 記載してある金額に100分の　10　に相当する金額を加算したものである（1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる（単数単価契約の場合を除く。）。）。
※　契約内容を記録した電磁的記録を作成するときは、確認同意者欄に署名し、又は押印した上、確認同意年月日欄に日付を記載すること。

別紙様式4

契約変更の内容について

令和8年5月22日
交通 局
建設工務部保線 課

<table>
<tr><td>件名</td><td colspan="3">浅草線及び大江戸線構築補修工事工種別単価請負工事（単価契約）</td></tr>
<tr><td>履行場所</td><td colspan="3">浅草線及び大江戸線の全線及び地下車庫内</td></tr>
<tr><td>種別</td><td colspan="3">工事</td></tr>
<tr><td>概要</td><td colspan="3">　浅草線及び大江戸線の地下鉄構造物のトンネル内、車庫内の上床及び側壁における、緊急的な亀裂・剥離箇所の補修並びに漏水箇所の止水及び導水等を行うものである。</td></tr>
<tr><td>工事着手の時期</td><td colspan="3">令和7年4月1日</td></tr>
<tr><td>工事完成の時期</td><td>令和８年３月３１日（　　日間）</td><td colspan="2">年　　月　　日（　　日間）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">契約の相手方</td><td>住所</td><td colspan="2">東京都新宿区四谷二丁目10番地3</td></tr>
<tr><td>商号又は名称</td><td colspan="2">東亜グラウト工業株式会社</td></tr>
<tr><td rowspan="2">契約金額</td><td>既定</td><td>変更</td><td>増（△）減</td></tr>
<tr><td>¥118,771,400
（うち消費税及び地方消費税の額）
(¥10,797,400)</td><td>¥123,997,684
（うち消費税及び地方消費税の額）
(¥11,272,516)</td><td>¥5,226,284
（うち消費税及び地方消費税の額９
(¥475,116)</td></tr>
<tr><td>変更の理由</td><td colspan="3">令和７年３月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に伴う契約変更のため</td></tr>
</table>

過去5年の入札状況

年度	件　　名	契約方法	予定価格公表区分	契約金額 （上段：税込） （下段：税抜）	落札者	希望者数	指名者数	入札参加者	第1回入札金額 （税抜）
7	浅草線及び大江戸線構築補修工事工種別単価請負工事（単価契約）	希望制指名競争入札（総額競争方式）	非公表	118,771,400 107,974,000	東亜グラウト工業㈱	1	1	東亜グラウト工業㈱	107,974,000
6	浅草線及び大江戸線構築補修工事工種別単価請負工事（単価契約）	希望制指名競争入札（総額競争方式）	非公表	121,782,760 110,711,600	東亜グラウト工業㈱	1	1	東亜グラウト工業㈱	110,711,600
5	浅草線及び大江戸線構築補修工事工種別単価請負工事（単価契約）	希望制指名競争入札（総額競争方式）	非公表	96,680,587 87,891,443	東亜グラウト工業㈱	2	2	東亜グラウト工業㈱ 化工建設㈱	87,891,443 辞退
4	浅草線及び大江戸線構築補修工事工種別単価請負工事（単価契約）	希望制指名競争入札（総額競争方式）	非公表	120,896,710 109,906,100	東亜グラウト工業㈱	2	1	東亜グラウト工業㈱	129,147,000
3	浅草線及び大江戸線構築補修工事工種別単価請負工事（単価契約）	随意契約（単価交渉方式）	非公表	151,800,00 138,000,000	東亜グラウト工業㈱	1	1	東亜グラウト工業㈱	138,700,000

別記様式－２

議案４

東京都入札監視委員会　議案

開　催　日	令和８年７月１日（水）	議 案 番 号	４
所　管　部　署	東京都水道局		
施　工　業　種	水道施設工事	等　　級	Ａ
件　　名	中央区築地二丁目１番地先から同区明石町７番地先間外１か所 配水小管布設替工事		
場　　所	東京都中央区築地二丁目１番地先から同区明石町７番地先間外１か所		
概　　要	別紙のとおり		
工　　期	着手指定の日から300日間		
契　約　者	株式会社三雄		
契　約　金　額	契約時：344,450,192円 変更後：363,407,000円（第1回） 382,173,000円（第2回） 382,173,000円（第3回）		

契　約　方　式	希望制指名競争入札(技術実績評価型総合評価方式)
応募（指名）者	別紙「指名業者選定委員会議案」のとおり（全４者）
入札参加(指名)者	別紙「入札経過調書」のとおり（全４者）
入札経過(結果)	別紙「入札経過調書」のとおり（全４者）
施　工　状　況	施工中

（　備　考　）

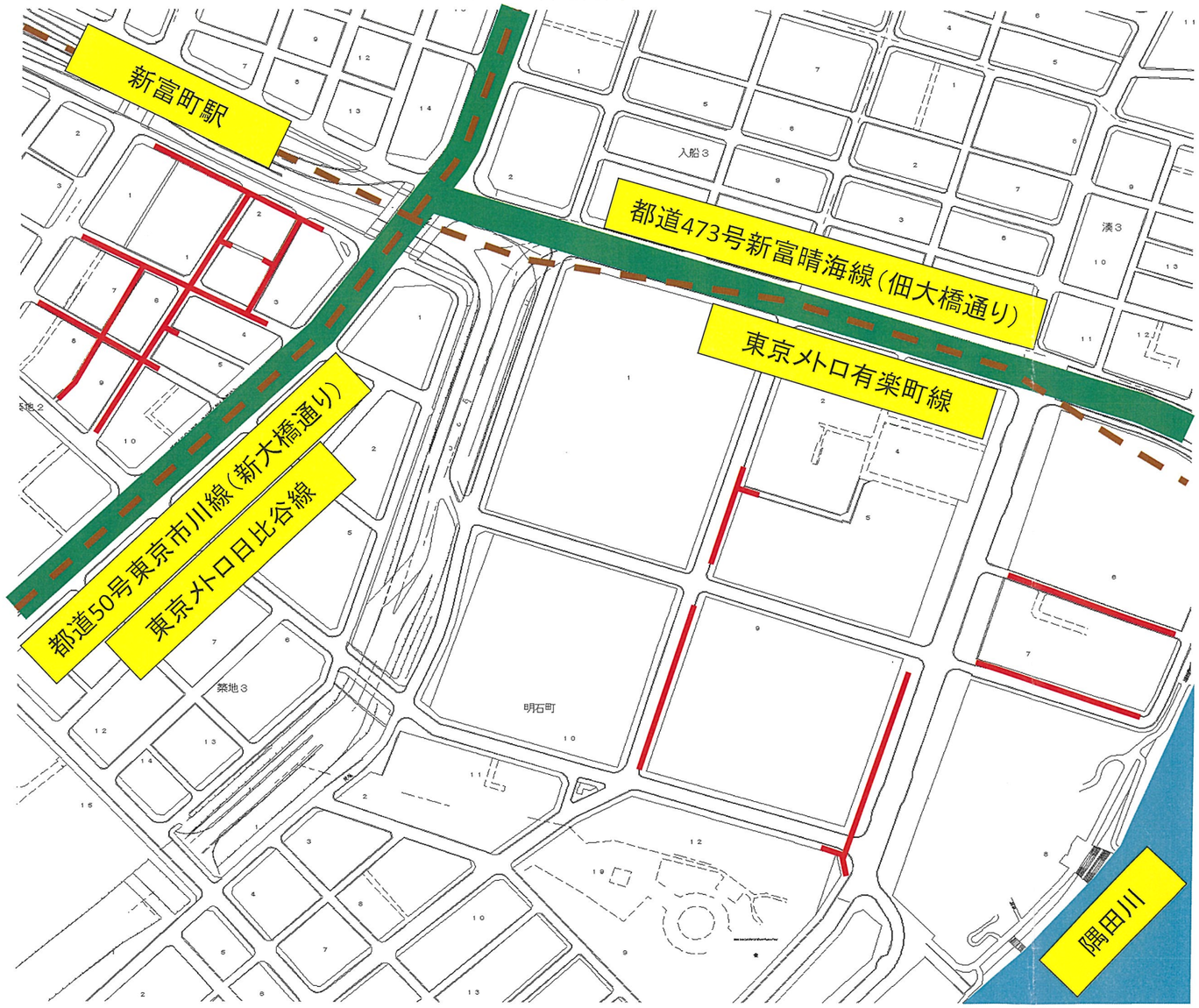
○添付資料

１　工事概要（案内図含む）
２　発注予定表
３　希望票兼予定監理技術者等調書
４　指名業者選定委員会議案
５　指名通知書
６　入札経過調書
７　工事請負契約書（表紙）
８　契約内容変更決定通知書及び承諾書
９　東京都水道局技術実績型総合評価方式（試行）公表事項

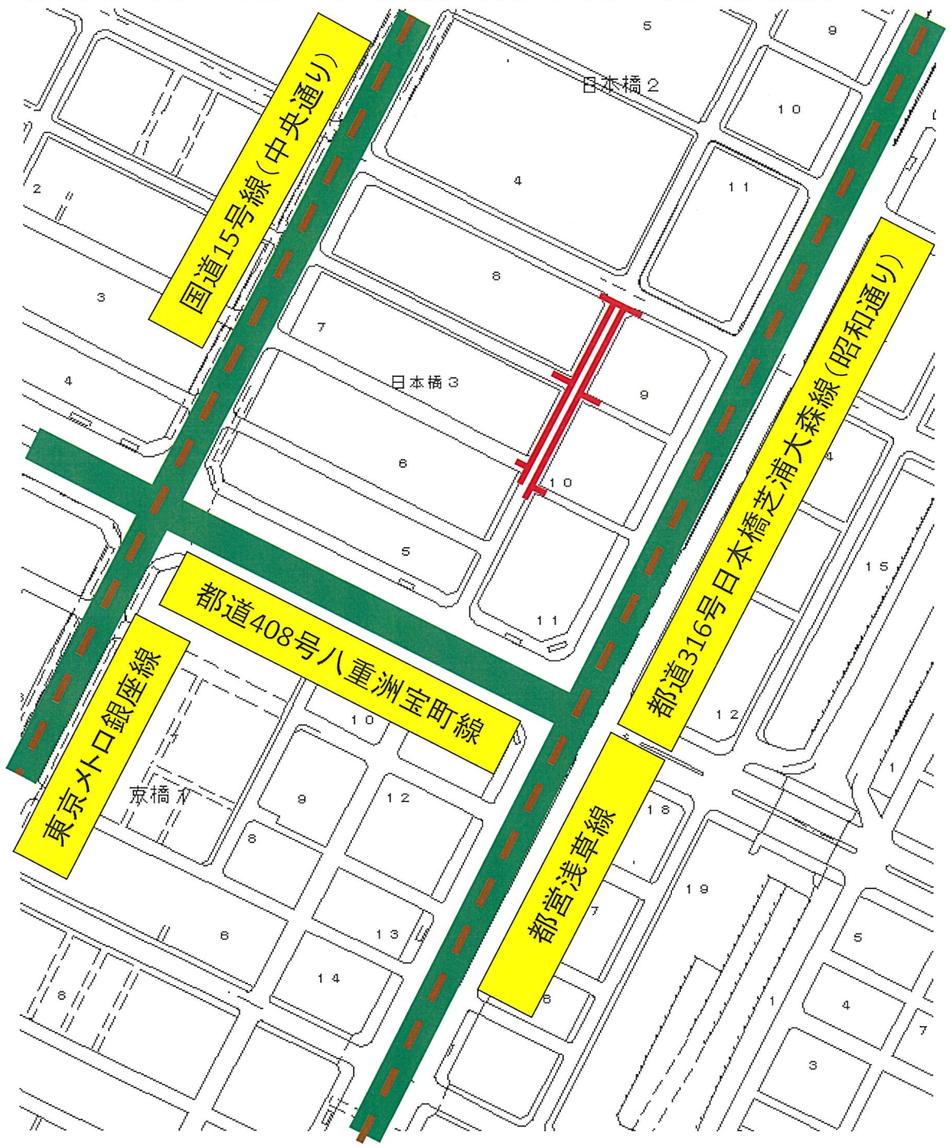
中央区

案内図

①東京都中央区築地二丁目1番地先から同区明石町7番地先間



②東京都中央区日本橋三丁目8番地先から同区日本橋三丁目11番地先間



凡例	
工事場所	
主要道路	
鉄道	
河川・運河	
名称	

着手指定の日から220日間

工事件名	中央区築地二丁目1番地先から同区明石町7番地先間外1か所 配水小管布設替工事
工事場所	①東京都中央区築地二丁目1番地先から同区明石町7番地先間 ②東京都中央区日本橋三丁目8番地先から同区日本橋三丁目11番地先間

「地図使用承認　昭文社」

様式５４

工 事 概 要

工事件名		中央区築地二丁目1番地先から同区明石町7番地先間外1か所 配水小管布設替工事
工事内容		新設(開削)　φ250 L=110.0m, φ200 L=257.0m, φ150 L=884.8m, φ100 L=115.6m, φ75 L=10.4m 撤去(開削)　φ250 L=107.1m, φ200 L=255.3m, φ150 L=887.6m, φ100 L=115.4m, φ75 L=10.8m 給水栓取付替　92栓
施工方法	工　法	シールド　推進　[開削]（覆工・[即日復旧]）　既設管内配管
	土　留	鋼矢板　親杭横矢板　[軽量鋼矢板]　ライナープレート　なし
	地下水	あり　[なし]
	地盤改良	あり　[なし]
	断水方式	[仮配管]　日々断水　不断水　長期断水
施工環境	地　域	[住宅街]　商店街　[繁華街]　[ｵﾌｨｽﾋﾞﾙ街]　工場街　耕地　その他
	道路管理区分	国道　都道　[区道]　市道　私道　その他
	道路幅員	車道部2.00m～9.00m　歩道部2.50m～12.85m
	交通量	多い　[普通]　少ない
	埋設物	多い　[普通]　少ない
	昼夜間の区別	[昼間施工]　[夜間施工]　昼夜間施工
その他	特記事項	・本工事は、『東京都水道局「週休２日制確保工事」（令和６年６月１日版）』の対象であり、そのうち「週休２日制確保工事（現場閉所）」の対象である。 ・本工事は、「ＨＴＴゼロエミッションアドバンス工事」の試行対象案件である。 ・他企業等工事との競合が一部有り

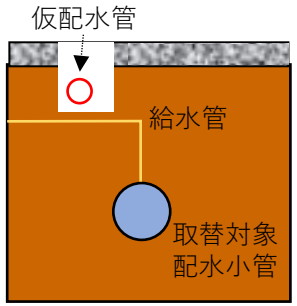
一般的な配水小管布設替工事の施工手順

施工前準備

・道路使用許可取得　・測量等調査　・施工計画作成　・工事ビラ配布　・試験掘工事　等

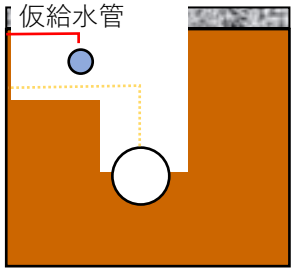
配水小管工事施工

①仮配水管設置



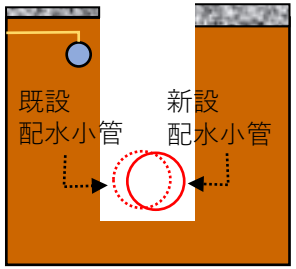
・民地側に浅く仮配水管を設置

②仮給水管付替



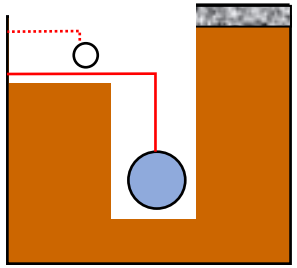
・仮配水管に仮給水管を接続

③配水小管撤去・新設



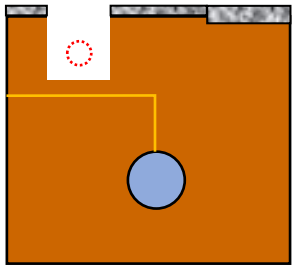
・古い配水小管を撤去し、新しい配水小管へ取替

④給水管付替



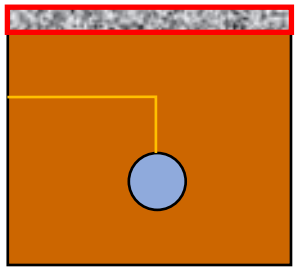
・新しい配水小管へ給水管を接続

⑤仮配給水管撤去



・仮配水管を撤去し、路面を仮復旧

⑥路面本復旧



・道路舗装を工事前の状態へ復旧（本復旧）

配水小管工事施工後

・道路附属物復旧　・道路管理者（立会い）確認　等

発注予定表

項目	項目内容			
契約番号	06水経契契第1529号			
業種	業種 希望受付業種１ 希望受付業種２ 希望受付業種３	0400:水道施設工事 0400:水道施設工事		
件　　名	【電子】中央区築地二丁目１番地先から同区明石町７番地先間外１か所配水小管布設替工事			
履行場所	東京都中央区築地二丁目１番地先から同区明石町７番地先間外１か所			
概　　要	別紙工事概要参照			
履行期間	着手指定の日から220日間			
契約方法	希望制指名競争入札(技術実績評価型総合評価方式)			
予定価格（税込）	事後公表			
発注等級	A			
受付等級	A,B			
工事発注規模	3億5,000万円以上　4億円未満			
そ の 他	建設リサイクル法対象			
入札説明会開催日時				
入札説明会開催場所				
公報登載日				
開札予定日時	令和 7年 4月 7日　9時00分			
契約書種別	電子契約対象案件			
希望申請期間	令和 7年 1月27日　9時00分から令和 7年 2月 3日 14時00分まで			
希望申請場所	東京都電子調達システム上の「電子入札」			
希望申請要件１	過去１０年以内に口径７５㎜以上の管工事実績があること（審査対象事業者方式による事業協同組合にあっては、全ての施工予定組合員に実績があること。）。			
希望申請要件２	発注業種についての建設業法第３条に基づく特定建設業の許可を受けていること。			
希望申請要件３	東京都水道局契約関係暴力団等対策措置要綱第3条第1項又は第2項に基づく排除措置期間中でないこと。			
希望申請要件４	開札前の同一契約部署、同一業種の希望制指名競争入札案件に４件以上申込みをしていないこと。			
希望申請要件５	※電子調達システムでの希望受付時間は、土曜日を除く午前８時から午後９時まで（最終日は午後２時まで）			
希望申請要件６	令和７・８年度 東京都入札参加資格の継続申請を行っていること。			
希望備考	別紙「発注予定表　希望備考」のとおり			
担当局部課	水道局経理部契約課			
担当者	工事契約担当			
連絡先	03-5320-6403　内線番号：48-522			
発注予定備考	別紙「発注予定表　発注予定備考」のとおり			

第1回　入札経過調書

確認同意者※	確認同意年月日※
	令和　年　月　日

文書番号	
契約番号	06-01529
開札日時	令和 7年 4月 7日　9時00分
開札場所	水道局経理部契約課
公表区分	事後公表
予定価格	378,411,000円（税込） 344,010,000円（税抜）
基準価格	345,695,422円（税込） 314,268,566円（税抜）
特別基準価格	301,094,618円（税込） 273,722,380円（税抜）

件名	中央区築地二丁目１番地先から同区明石町７番地先間外１か所配水小管布設替工事		
落札者	株式会社三雄	落札	91.0%
住所	東京都世田谷区南烏山五丁目１８番１３号	金額	344,450,192円

	入札者氏名	入札金額（税抜）	価格点	技術点	評価値	備　考
1	株式会社三雄	313,136,539円	29.1624	20.0000	49.1624	
2	東亜道路工業株式会社	辞退				
3	株式会社植松土木	無効				指名停止のため無効とした。
4	木口総合保全株式会社	不参				

記事

履行場所　　東京都中央区築地二丁目１番地先から同区明石町７番地先間外１か所
工事概要　　別紙工事概要参照
工　　期　　着手指定の日から220日間
価格点及び評価値は、入札金額を本案件公表事項に基づき換算した点数を、小数点第四位までで表示している（ただし、小数点以下第五位以降の桁で評価値を判定した場合には、判定した桁までで表示している。）。

予定価格は消費税及び地方消費税の額を含んだ金額であり、入札金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。
落札金額は、入札金額に記載してある金額に100分の 10 に相当する金額を加算したものである（1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる（単数単価契約の場合を除く。）。）。
※　契約内容を記録した電磁的記録を作成するときは、確認同意者欄に署名し、又は押印した上、確認同意年月日欄に日付を記載すること。

選定理由

希望制指名競争入札

1　起工（発注）部署　：　中央支所配水課

2　契約番号　：　０６－０１５２９

3　件名　：　中央区築地二丁目１番地先から同区明石町７番地先間外１か所配水小管布設替工事

4　工事場所　：　東京都中央区築地二丁目１番地先から同区明石町７番地先間外１か所

5　委員会開催年月日　：　令和 7年 2月13日

6　開札年月日　：　令和 7年 4月 7日

指　名　基　準		業者(JV)数	備考（注１）
希望業者数（ａ）		4	
指名の制限（ｂ）			
	（１）不誠実な行為がある者		
	（２）経営状況が著しく不健全である者		
	（３）別の発注工事に指名中の者等		
	（４）最高完成工事金額不足等		
	（５）既発注工事の進捗率不足		
	（６）その他		＊
指名対象者数（ｃ）		4	（ａ）－（ｂ）
指名の判断事項（ｄ）（注２）		4	
	（１）指名及び受注の状況		
	（２）工事の実績		
	（３）既発注工事の施工成績	4	
	（４）発注工事に対する地理的条件		
	（５）その他		＊
優先指名（ｅ）		0	＊指名基準第４・２
その他（ｆ）		0	＊
小計（ｇ）		4	（ｄ）＋（ｅ）＋（ｆ）
任意指名者数（ｈ）		0	＊
選定対象者数（ｉ）		4	（ｇ）＋（ｈ）
指名業者数（ｊ）（注３）		4	

東京都水道局工事請負指名競争入札参加指名基準（平成23年12月26日改正）による。

（注１）備考欄の＊は、各項目における主な理由である。

（注２）指名の判断事項(d)については、主たる指名理由により業者数を記載する。

（注３）指名業者数は、原則10者である。ただし、指名対象者数(c)が21者以上の場合は、(c)の２分の１である(上限は30者)。(c)が7者以下の場合は、7者又は5者である。

別紙様式4

契約変更の内容について（第1回）

令和7年7月25日
水　道　局
経理部契約課

件名	中央区築地二丁目１番地先から同区明石町７番地先間外１か所配水小管布設替工事		
履行場所	①東京都中央区築地二丁目１番地先から同区明石町７番地先間 ②東京都中央区日本橋三丁目８番地先から同区日本橋三丁目11番地先間		
種別	水道施設工事		
概要	1 新設配水小管 ２５０ｍｍ　１１０．０ｍ ２００ｍｍ　２５７．０ｍ １５０ｍｍ　８８４．８ｍ １００ｍｍ　１１５．６ｍ ７５ｍｍ　１０．４ｍ 1 撤去配水小管 ２５０ｍｍ　１０７．１ｍ ２００ｍｍ　２５５．３ｍ １５０ｍｍ　８８７．６ｍ １００ｍｍ　１１５．４ｍ ７５ｍｍ　１０．８ｍ		
工事着手の時期	令和7年7月22日		
工事完成の時期	令和８年６月２５日（２２０日間） （控除日数０日）		
契約の相手方	住所	東京都世田谷区南烏山五丁目18番13号	
	商号又は名称	株式会社三雄 代表取締役　山﨑　睦雄	
契約金額	既定	変更	増（△）減
	344,450,192円 （うち消費税及び地方消費税の額 31,313,653円）	363,407,000円 （うち消費税及び地方消費税の額 33,037,000円）	18,956,808円 （うち消費税及び地方消費税の額 1,723,347円）
変更の理由	工事請負契約書第52条に基づく受注者からの請負契約金額の変更の協議の請求があった標記請負工事の契約について、令和７年３月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置の対象工事と認められるため。		

別紙様式4

契約変更の内容について（第2回）

令和8年3月31日
水　道　局
経理部契約課

件名	中央区築地二丁目１番地先から同区明石町７番地先間外１か所配水小管布設替工事		
履行場所	①東京都中央区築地二丁目１番地先から同区明石町７番地先間 ②東京都中央区日本橋三丁目８番地先から同区日本橋三丁目11番地先間		
種別	水道施設工事		
概要	1 新設配水小管 ２５０ｍｍ　１１０．０ｍ ２００ｍｍ　２５７．０ｍ １５０ｍｍ　８８３．２ｍ １００ｍｍ　１１５．６ｍ ７５ｍｍ　１０．４ｍ	1 撤去配水小管 ２５０ｍｍ　１０７．１ｍ ２００ｍｍ　２５５．３ｍ １５０ｍｍ　８８６．０ｍ １００ｍｍ　１１５．４ｍ ７５ｍｍ　１０．８ｍ	
工事着手の時期	令和7年7月22日		
工事完成の時期	令和８年６月２５日（２２０日間） （控除日数０日）		
契約の相手方	住所	東京都世田谷区南烏山五丁目18番13号	
	商号又は名称	株式会社三雄 代表取締役　山﨑　睦雄	
契約金額	既定	変更	増（△）減
	363,407,000円 （うち消費税及び地方消費税の額 33,037,000円）	382,173,000円 （うち消費税及び地方消費税の額 34,743,000円）	18,766,000円 （うち消費税及び地方消費税の額 1,706,000円）

変更の理由	１　施工変更決定分 １）第１回施工変更分 交通誘導員の変更（増） ２）第２回施工変更分 試験掘工の変更（増） ３）第３回施工変更分 ア　試験掘工の変更（増） イ　不断水工法への変更（増） ４）　第４回施工変更分 試験掘工の変更（増） ５）第５回施工変更分 ア　処分地の変更（減） イ　管路工の変更（増） ６）第６回施工変更分 施工区分の変更（増） ７）第７回施工変更分 ア　不断水工法への変更（増） イ　試験掘工の増工（増） ８）第８回施工変更分 ア　管路工の変更（減） イ　舗装工の変更（減）

別紙様式4

契約変更の内容について（第3回）

令和8年5月12日
水　道　局
経理部契約課

件名	中央区築地二丁目１番地先から同区明石町７番地先間外１か所配水小管布設替工事		
履行場所	①東京都中央区築地二丁目１番地先から同区明石町７番地先間 ②東京都中央区日本橋三丁目８番地先から同区日本橋三丁目11番地先間		
種別	水道施設工事		
概要	1 新設配水小管 ２５０mm　１１０．０m ２００mm　２５７．０m １５０mm　８８３．２m １００mm　１１５．６m ７５mm　１０．４m	1 撤去配水小管 ２５０mm　１０７．１m ２００mm　２５５．３m １５０mm　８８６．０m １００mm　１１５．４m ７５mm　１０．８m	
工事着手の時期	令和7年7月22日		
工事完成の時期	令和８年１０月２９日（３００日間） （控除日数０日）		
契約の相手方	住所	東京都世田谷区南烏山五丁目18番13号	
	商号又は名称	株式会社三雄 代表取締役　山﨑　睦雄	
契約金額	既定	変更	増（△）減
	382,173,000円 （うち消費税及び地方消費税の額 34,743,000円）	－ （うち消費税及び地方消費税の額 －）	－ （うち消費税及び地方消費税の額 －）
変更の理由	地先住民との調整の結果施工手間が大幅に増えたことや、他企業埋設物が輻輳していたため、大幅な進捗の遅れが発生したことによる工期の変更		

東京都水道局技術実績評価型総合評価方式（試行）

公 表 事 項

工事件名：中央区築地二丁目１番地先から
同区明石町７番地先間外１か所
配水小管布設替工事

令和７年１月

東 京 都 水 道 局

１　技術実績評価型総合評価方式（試行）の適用理由及び公表事項の適用

本工事は、工事の品質確保を目指し、入札の際に工事価格と施工実績等の技術的能力を総合的に評価して落札者を決定する技術実績評価型総合評価方式（試行）を適用する工事である。

なお、この公表事項は、本工事に適用する。

２　提出資料の様式及び提出方法

当該競争入札の参加資格確認を申し込む者又は当該競争入札に参加を希望する者（以下「競争入札参加希望者」という。）は、当該競争入札の参加資格確認申込み又は当該競争入札の参加希望申込み（以下「競争入札参加申込み」という。）と併せて、次の資料を提出する。資料については、「５ 技術点の評価項目」及び「６ 技術点の評価方法」のとおり作成する。

ア　「過去の工事成績評定」申告書（様式１）

イ　上記アの根拠資料として、６(2)に規定する工事成績評価点の算定の基となる工事成績評定通知書（再交付されたものを含む。）の写し

ウ　技術点に係る資料の提出について（様式２）

エ　「企業の同種工事等の実績」申告書（様式３）及び根拠資料

オ　「企業の優良工事表彰の実績」申告書（様式３）及び根拠資料

カ　「配置予定技術者の保有する資格」申告書（様式４）及び根拠資料

キ　「配置予定技術者の同種工事等の実績」申告書（様式４）及び根拠資料

ク　「配置予定技術者の優良工事の実績」申告書（様式４）及び根拠資料

ケ　「事故及び不誠実な行為の有無」申告書（様式５）及び根拠資料

コ　「地域における実績」申告書（様式６）及び根拠資料

サ　「地域内における本店又は営業所の所在の有無」申告書（様式 10）及び根拠資料

シ　「環境への配慮実績」申告書（様式 11）及び根拠資料

ス　「雇用・就業への配慮実績」申告書（様式 12）及び根拠資料

セ　「仕事と家庭の両立支援配慮実績」申告書（様式 13）及び根拠資料

ソ　「女性活躍推進の実績」申告書（様式 14）及び根拠資料

タ　「都内中小企業との共同企業体結成の実績」申告書（様式 15）及び根拠資料（競争入札参加希望者が単体の場合は提出不要）

なお、工事成績評価点の算定の基となる工事成績評定通知書の総評定点のうち、最直近のものが 60 点未満である者については、入札参加を認めない。

また、競争入札参加希望者が共同企業体の場合は、全ての構成員について、ア及びイの資料を構成員ごとに作成し、提出するとともに、工事成績評価点の算定の基となる各構成員の工事成績評定通知書の総評定点のうち、最直近のものが 60 点未満である場合は、入札参加を認めない。

また、７（1）により、競争入札参加申込み後から落札予定者が持参する積算内訳書の確認時までの間に配置予定技術者の変更を申し出る場合は、カからクまでのうち、変更を申し出る配置予定技術者の技術点に係る資料を提出する。

3　総合評価の方法及び落札者の決定方法

(1)　技術実績評価型総合評価方式（試行）の評価は、価格点と技術点を合計した評価値により行う。

(2)　入札価格が予定価格の制限の範囲内であるもののうち、価格点と技術点との合計である評価値の最も高い者を落札者とする。

なお、評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、当該者によるくじ引きにより落札者を決定する。

4　価格点の評価方法

(1)　価格点の評価は、次のとおりとする。

価格点 =（ 式①×0.13 ＋ 式②×0.87 ）

「 入札価格 ≧ 基準価格 」の場合

$$式① = 30 \times \left(\frac{予定価格 - 入札価格}{予定価格 - 最低入札価格} + \frac{最低入札価格}{入札価格} \right) \times \frac{1}{2}$$

$$式② = 30 \times \left(\frac{予定価格 - 入札価格}{予定価格 - 基準価格} + \frac{基準価格}{入札価格} \right) \times \frac{1}{2}$$

「 基準価格 ＞ 入札価格 ≧ 特別基準価格 」の場合

$$式①、式② = 30 \times \left(\frac{入札価格 - 特別基準価格}{基準価格 - 特別基準価格} \right)$$

「 特別基準価格 ＞ 入札価格 」の場合

式①、式② = 0

※ 式①及び式②の上限は 30 点とする。

※ 最低入札価格は、基準価格を下回る場合は、基準価格とする。

※ 最低入札価格と予定価格が同額の場合は、式①は 30 点とする。

※ 式①及び式②は端数処理を行わず、価格点の小数点以下については、競争入札参加者の間で評価の差異として反映されるまで算定する。

※ (1)にある価格は全て消費税額を除いた額とする。

(2)　基準価格及び特別基準価格（以下、「基準価格等」という。）は、予定価格の内訳から、①直接工事費、②共通仮設費、③現場管理費、④一般管理費等を基に、原則として下記算定式により設定する。ただし、予定価格の内訳に発生材（有価物）の売却費等が含まれている場合は、その費用を①～④を基に算定した金額に合算する。

また、建築工事（建築設備工事を含む。）については、直接工事費に現場管理費の一部に相当する額（以下、「現場管理費相当額」という。）が含まれているため、基準価格等の算定に当たっては、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額を直接工事費とし、現場管理費は、現場管理費に現場管理費相当額を加えた額とする。

なお、現場管理費相当額は、直接工事費と明確に区分できる場合を除き、直接工事費に 1/10（昇降機設備工事にあっては 2/10）を乗じた額とする。

ただし、基準価格については、算定の結果、設定金額が予定価格（税抜）の 7.5/10 に満たない場合は、予定価格（税抜）の 7.5/10 とし、設定金額が予定価格（税抜）の 9.3/10 を超える場合にあっては予定価格（税抜）の 9.3/10 とする。

《 基準価格の算定式 》

基準価格 ＝ ①×0.97 ＋ ②×0.9 ＋ ③×0.9 ＋ ④×0.68

※解体工事の場合は、①の乗率を 0.8 とする。

《 特別基準価格の算定式 》

特別基準価格 ＝ ①×0.9 ＋ ②×0.8 ＋ ③×0.8 ＋ ④×0.3

※解体工事の場合は、上記算定式によらず、予定価格（税抜）の 7.5/10 とする。

《 端数処理 》

基準価格及び特別基準価格の算出に関する端数処理については、以下のとおりとする。

- ①直接工事費、②共通仮設費、③現場管理費、④一般管理費等に率を乗じて得た額は、円未満切捨てとする。
- 現場管理費相当額を算出する場合は、円未満切捨てとする。
- 基準価格について、予定価格（税抜）の 7.5/10 を乗じて得た額は、円未満切上げとする。また、予定価格（税抜）の 9.3/10 を乗じて得た額は、円未満切捨てとする。
- 解体工事の特別基準価格について、予定価格（税抜）の 7.5/10 を乗じて得た額は、円未満切上げとする。

５　技術点の評価項目

技術点の評価は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」から算定するものとし、技術点の評価項目、技術点の評価項目ごとの評価点及び満点は、次表のとおりとする。

ただし、「企業の信頼性・社会性」における環境への配慮実績、雇用・就業への配慮実績又は仕事と家庭の両立支援配慮実績については、評価項目ごとに実績を有していても合計で 0.5 点を上限とする。

また、技術点の上限は 30 点とする。

	評価項目	評価点	満点(点)		
企業の技術力	企業の同種工事等の実績	企業の実績点	2	28	
	過去の工事成績評定	工事成績評価点	15		
	企業の優良工事表彰の実績	企業の優良工事表彰の実績点	2		
	配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の資格点	3		
	配置予定技術者の同種工事等の実績	配置予定技術者の実績点	3		
	配置予定技術者の優良工事の実績	配置予定技術者の優良工事の実績点	3		
企業の信頼性・社会性	事故及び不誠実な行為の有無	事故及び不誠実な行為の実績点	(-3)	(-3)	
	地域における実績	地域における実績点	1	2	
	地域内における本店又は営業所所在の有無	地域内における本店又は営業所所在の実績点	1		
	環境への配慮実績	環境への配慮の実績点	0.5	0.5	複数の実績を有する場合でも0.5点とする。
	雇用・就業への配慮実績	障害者雇用の実績点	0.5		
	仕事と家庭の両立支援配慮実績	「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」の実績点	0.5		
	女性活躍推進の実績	女性活躍推進大賞又はえるぼし認定の実績点	0.5	0.5	複数の実績を有する場合でも0.5点とする。
		女性活躍に係る行動計画策定の実績点	0.25		
	都内中小企業との共同企業体結成の有無	都内中小企業との共同企業体結成の実績点	1	1	

6　技術点の評価方法

(1)「企業の実績点」の算定方法

「企業の実績点」は２点満点とし、競争入札参加希望者のうち当該競争入札の参加資格確認の通知を受けた者又は当該競争入札の参加者として指名を受けた者（以下「競争入札参加者」という。）が、基準日(注)の５年前の日から起算して５年の間に完了した１件の工事において、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報システム（以下「コリンズ」という。）における竣工登録を経て発行された登録内容確認書の技術データ（以下「データ」という。）により同種工事の要件が確認できる工事実績を有する場合は２点、データにより類似工事の要件が確認できる工事実績を有する場合は１点、それ以外の場合は０点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

企業の実績	企業の実績点
同種工事が1件以上あり	2
類似工事が1件以上あり	1
なし	0

同種工事及び類似工事は次のとおりとする。

同種工事：口径 250 ㎜以上の管工事実績があること
類似工事：口径 75 ㎜以上の管工事実績があること
なお、撤去工事及び継手や管接合のみの工事は管工事実績には含まない。

算定の根拠資料として、同種工事及び類似工事に競争入札参加者が企業として関わったことが確認できるコリンズの登録内容確認書（技術データを含む。）の写しを提出する。

なお、競争入札参加希望者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

また、実績の対象となる工事は、単体又は共同企業体の代表者（乙型建設共同企業体の場合は担当工事の代表者）として実施した案件に限るものとする。

（注）「基準日」とは、各四半期の初日（４月１日、７月１日、10 月１日又は１月１日）のうち、発注予定の公表を開始する日の直前のものをいう。ただし、発注予定の公表を開始する日が各四半期の初日の場合は、該当する各四半期の初日とする。以下同じ。

(2) 「工事成績評価点」の算定方法

「工事成績評価点」は、過去の工事成績評定通知書（東京都（公営企業局を含む。以下「都」という。）の発注工事のみを対象とする。）の総評定点の平均に基づき、次のとおりとする。

工事成績評定通知書の総評定点の平均	工事成績評価点
0 点 以 上 40 点 未 満	0
40 点 以 上 60 点 未 満	1
60 点 以 上 62.5 点 未 満	3
62.5 点 以 上 65 点 未 満	5
65 点 以 上 66.5 点 未 満	7
66.5 点 以 上 68 点 未 満	8
68 点 以 上 69.5 点 未 満	9
69.5 点 以 上 71 点 未 満	10
71 点 以 上 72.5 点 未 満	11
72.5 点 以 上 75 点 未 満	12
75 点 以 上 77.5 点 未 満	13
77.5 点 以 上 80 点 未 満	14
80 点 以 上 100 点 以 下	15

工事成績評定通知書の総評定点の平均は、基準日の５年３か月前の日から起算して５年の間に完了した工事のうち、工事完了日が基準日に近いものから順に３件の工事成績評定通知書の総評定点の相加平均とし、小数第２位以下は切捨てて小数第１位とする。３件に満たない場合は、当該工事件数のみを対象とする。工事完了日が同一の案件が複数存在する場合は、工事成績評定点の低いものを優先する。

また、工事成績評定通知書の総評定点が 60 点未満のものは、当該総評定点を０点として算定するものとする。

なお、該当する工事が無い場合（0 件）でも入札参加は可能である。

工事成績評価点算定の対象工事は、東京都建設工事等競争入札参加資格の業種区分において、本工事と同一の業種の工事とする。

競争入札参加希望者が共同企業体の場合の「工事成績評価点」は、上表に基づき算定される構成員ごとの「工事成績評価点」全てを、構成員ごとの出資割合により加重平均し、算定するものとする。

(3) 「企業の優良工事表彰の実績点」の算定方法

「企業の優良工事表彰の実績点」は２点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込み受付期間の末日の５年前の日が属する年度の４月１日から起算して５年の間(すなわち前年度を含む過去５か年度）に、優良工事として表彰された実績を１件以上有する場合は２点、それ以外の場合は０点とする。その区分及び算定は次表のとおりである。

企業の優良工事表彰の実績	企業の優良工事表彰の実績点
1 件 以 上 あ り	2
な し	0

優良工事として表彰された実績は、都の発注工事において、工事を優良な成績で完成させたとして、工事を主管する局等の長（以下「工事主管局長」という。）等から賞状等の書状を贈呈された実績を対象とする。対象となる表彰制度は巻末資料１による。

また、算定の根拠資料として、工事主管局長等から贈呈された賞状等の書状の写しを提出する。

なお、競争入札参加希望者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(4) 「配置予定技術者の資格点」の算定方法

「配置予定技術者の資格点」は３点満点とし、配置予定技術者が、本工事の建設業法（昭和24年法律第100号）上の業種について、一級技術者（建設業法第15条第2号イに該当する者をいう。以下同じ。）の場合は3点、二級技術者（建設業法第27条第1項の規定による技術検定その他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許又は免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって一級技術者以外の者をいう。以下同じ。）の場合は2点、その他の技術者（建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号ハに該当するもので一級技術者及び二級技術者以外の者をいう。）の場合は１点とする。その区分及び算定は次表のとおりである。

配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の資格点
一 級 技 術 者	3
二 級 技 術 者	2
そ の 他 の 技 術 者	1

複数の資格を持つ場合には、上位の資格１つについてのみ評価する。

また、算定の根拠資料として、配置予定技術者の保有資格証（本工事の建設業法上の業種に関する資格）の写し又は実務経験を証明する資料を提出する。

なお、競争入札参加希望者が共同企業体の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者の保有する資格を対象とする。

(5)「配置予定技術者の実績点」の算定方法

「配置予定技術者の実績点」は３点満点とし、配置予定技術者が、基準日の５年前の日から起算して５年の間に完了した工事のうち、データにより同種工事の要件が確認できる工事のいずれか１件について、監理技術者として関わった場合に３点、主任技術者又は現場代理人として関わった場合は１点、データにより類似工事の要件が確認できる工事のいずれか１件について、監理技術者として関わった場合は1.5点、主任技術者又は現場代理人として関わった場合は0.5点、それ以外の場合は０点とする。ただし、配置予定技術者が競争入札参加申込みの提出時点において、40歳以下の場合又は配置予定技術者が女性の場合は、基準日の５年前の日から起算して５年の間に完了した工事のうち、同種工事の実績１件について、監理技術者として関わった場合に３点、主任技術者又は現場代理人として関わった場合に２点、それ以外の場合に１点、類似工事の実績１件について、監理技術者として関わった場合に2.5点、主任技術者又は現場代理人として関わった場合に1.5点、それ以外の場合に１点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

なお、実績の対象となる工事において、配置予定技術者が複数の職務を兼ねていた場合は、いずれか一つの職務についてのみ評価する。

配置予定技術者が係わった経験及び責任	配置予定技術者の実績点	配置予定技術者が40歳以下又は女性の場合の実績点
監理技術者（同種工事）	3	3
主任技術者又は現場代理人（同種工事）	1	2
監理技術者（類似工事）	1.5	2.5
主任技術者又は現場代理人（類似工事）	0.5	1.5
な　　し	0	1

同種工事及び類似工事は、６(1)において規定する内容と同じとする。

また、算定の根拠資料として、同種工事及び類似工事に配置予定技術者が技術者として関わったことが確認できるコリンズの登録内容確認書（技術データを含む。）、生年月日が証明できる資料（健康保険証等）及び女性であることを証明する資料（健康保険証等）の写しを提出する。

なお、競争入札参加希望者が共同企業体の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者の保有する資格を対象とする。

(6) 「配置予定技術者の優良工事の実績点」の算定方法

「配置予定技術者の優良工事の実績点」は３点満点とし、配置予定技術者が、基準日の５年３か月前の日から起算して５年の間に完了した工事（都の発注工事のみを対象とする。）のうち、監理技術者、主任技術者又は現場代理人として関わった工事の実績１件について、工事成績評定通知書の総評定点が 80 点以上の場合は３点、工事成績評定通知書の総評定点が 75 点以上 80 点未満の場合は２点、それ以外の場合は 0 点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

配置予定技術者が監理技術者、主任技術者又は現場代理人として係わった工事の工事成績評定通知書の総評定点	配置予定技術者の優良工事の実績点
80　点　以　上	3
75 点 以 上 80 点 未 満	2
75　点　未　満	0

また、算定の根拠資料として、配置予定技術者が技術者として該当工事に関わったことが確認できるコリンズの登録内容確認書（技術データを含む。）の写し及び工事成績評定通知書（再交付されたものを含む。）の写しを提出する。

なお、競争入札参加希望者が共同企業体の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者の実績を対象とする。

(7) 「事故及び不誠実な行為の実績点」の算定方法

「事故及び不誠実な行為の実績点」は、競争入札参加者が、基準日の３年前の日から起算して３年の間に、東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成 18 年４月１日付 17 財経総第 1543 号）に基づく指名停止を受けている場合はー３点とする。ただし、競争入札参加者が特定の業種（部門）について指名停止を受けている場合であって、本工事と指名停止を受けている業種（部門）が同一のときはー３点とする。ただし、指名停止中又は指名停止期間終了後に、当該指名停止の措置要件に該当することとなった事実又は行為について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該指名停止が上記対象期間内にあったとしても、事故及び不誠実な行為による評価は行わないこととする（事故及び不誠実な行為はなしとする）。

区分及び算定は、次表のとおりである。

事故及び不誠実な行為の有無	事故及び不誠実な行為の実績点
あ　　り	−3
な　　し	0

算定の根拠資料として、都が通知した該当する指名停止通知書の写しを提出する。ただし、指名停止中又は指名停止期間終了後に、当該指名停止の措置要件に該当することとなった事実又は行為について責を負わないことが明らかとなった場合は、指名停止通知書の写しの提出は不要とする。

なお、競争入札参加希望者が共同企業体の場合、構成員いずれかが指名停止を受けていれば「事故及び不誠実な行為」は「あり」とする。

(8) 「地域における実績点」の算定方法

「地域における実績点」は１点満点とし、競争入札参加者が、基準日の３年３か月前の日から起算して３年の間に完了した工事（都の発注工事のみを対象とする。）のうち、本工事の施工場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村において行った工事で、工事成績評定通知書の総評定点が 65 点以上の実績を１件以上有する場合は１点、それ以外の場合は０点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

地域における実績	地域における実績点
1 件 以 上 あ り	1
な　　し	0

本工事の施工場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村は、次のとおりである。

本工事の施工場所の属する区市町村：中央区
隣接する区市町村：千代田区、台東区、港区、墨田区、江東区

また、算定の根拠資料として、該当工事の施工場所が確認できる工事請負契約書等の写し及び工事成績評定通知書の写しを提出する。

なお、競争入札参加希望者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(9) 「地域内における本店又は営業所所在の実績点」の算定方法

「地域内における本店又は営業所所在の実績点」は１点満点とし、競争入札参加者の「都と契約する本店又は営業所」の所在地が、本工事の施工場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村の場合（いずれの区市町村も都内に限る。）は１点、それ以外の場合は０点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

地域内における本店又は営業所の所在の有無	地域内における本店又は営業所所在の実績点
あ　　り	1
な　　し	0

本工事の施工場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村は、次のとおりである。

本工事の施工場所の属する区市町村：中央区
隣接する区市町村：千代田区、台東区、港区、墨田区、江東区

また、算定の根拠資料として、都の入札参加資格申請受付票の写しを提出する。

なお、競争入札参加希望者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(10)「環境への配慮の実績点」の算定方法

「環境への配慮の実績点」は0.5点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込受付期間の末日の５年前の日が属する年度の４月１日から起算して５年の間に、東京都が定めたとうきょう森づくり貢献認証制度の森林整備サポート認定、多摩産材製品による二酸化炭素固定量認証又は建築物等による二酸化炭素固定量認証に認定された実績を１件以上有する場合は0.5点、それ以外の場合は０点とする。または、競争入札参加者が、競争入札参加申込みの時点において、SBT認定若しくはエコ・ファースト制度による認定を受けている場合は0.5点、それ以外の場合は０点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

環境への配慮の実績の有無	環境への配慮の実績点
あ　　り	0.5
な　　し	0

算定の根拠資料として、東京都知事等が発行した認証書の写し又はSBT認定若しくはエコ・ファースト制度による認定取得を証明できる書類の写しを提出する。

なお、競争入札参加希望者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(11)「障害者雇用の実績点」の算定方法

「障害者雇用の実績点」は0.5点満点とし、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年７月25日法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第43条第７項に規定する厚生労働大臣への報告義務がある競争入札参加者が、競争入札参加申込期間の末日の直近に公共職業安定所宛提出した障害者雇用状況報告書における実雇用率が当該案件の申込締切時点における法定雇用率を上回る場合は0.5点、それ以外の場合は０点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

このほか、当該報告義務がない競争入札参加者が、競争入札参加申込日において、次のいずれかのとおり障害者を雇用している場合は0.5点、それ以外の場合は０点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

- 常用労働者のうち１週間の所定労働時間が30時間以上の障害者（障害者雇用促進法第２条の「身体障害者」「重度身体障害者」「知的障害者」「重度知的障害者」「精神障害者」をいう。ただし、精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）を１名以上雇用している場合
- 短時間労働者のうち重度身体障害者又は重度知的障害者（障害者雇用促進法第２条の「重度身体障害者」「重度知的障害者」をいう。）を１名以上雇用している場合
- 短時間労働者のうち身体障害者、知的障害者又は精神障害者（障害者雇用促進法第２条の「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」をいう。ただし、精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）を２名以上雇用している場合

なお、短時間労働者とは、１週間の所定労働時間が、競争入札参加者の事業所に雇用する通常の労働者の１週間の所定労働時間に比して短く、20時間以上30時間未満である者のうち、次のいずれかに該当する常用労働者をいう。

① 期間の定めなく雇用されている労働者

② 一定の期間（例えば１か月、６か月等）を定めて雇用されている労働者であって、その雇用期間が反復更新され、過去１年を超える期間について引き続き雇用されている労働者又は採用の時から１年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者

加点対象となる障害者は、競争入札参加申込日から起算して過去３か月以上雇用されている労働者に限るものとする。

障害者雇用の実績の有無	障害者雇用の実績点
実雇用率が法定雇用率を上回る（法による報告義務有の場合）	0.5
１名もしくは2名以上の雇用あり（法による報告義務無の場合）	
な　し	0

算定の根拠資料として、障害者雇用促進法の規定により厚生労働大臣への報告義務がある競争入札参加希望者については、競争入札参加申込受付期間の末日の直前に公共職業安定所の受付印を有する障害者雇用状況報告書等の写し（受付印が無い場合は受付されたことが確認できる資料の写し）、当報告義務がない競争入札参加希望者については、雇用している者の障害者手帳の写し等及び健康保険証等、雇用状況を確認できる書類の写しを提出する。

なお、競争入札参加希望者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(12)「「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」の実績点」の算定方法

「「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」の実績点」は 0.5 点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込受付期間の末日の５年前の日が属する年度の４月１日から起算して５年の間に、東京都が定めた東京ライフ・ワーク・バランス認定制度に認定された実績を１件以上有する場合は 0.5 点、それ以外の場合は０点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

東京ライフ・ワーク・バランス認定企業認定実績の有無	東京ライフ・ワーク・バランス認定企業認定の実績点
あ　り	0.5
な　し	0

また、算定の根拠資料として、東京都知事等から贈呈された、認定証等の書状の写しを提出する。

なお、競争入札参加希望者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(13)「女性活躍推進大賞又はえるぼし認定の実績点」の算定方法

「女性活躍推進大賞又はえるぼし認定の実績点」は 0.5 点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込み受付期間の末日の５年前の日が属する年度の４月１日から起算して５年の間に、東京都が定めた東京都女性活躍推進大賞の大賞、優秀賞又は特別賞を受賞した実績を１件以上有する場合又は競争入札参加者が、競争入札参加申込みの提出時点において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年９月４日法律第 64 号）第９条に基づく認定（えるぼし認定）を受けている場合は 0.5 点、それ以外の場合は０点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

女性活躍推進大賞又はえるぼし認定の実績の有無	女性活躍推進大賞又はえるぼし認定の実績点
あ　り	0.5
な　し	0

また、算定の根拠資料として、東京都知事等から贈呈された、賞状等の書状又は女性活躍推進法第９条に基づく基準に適合するものとして各労働局が認定した通知書の写しを提出する。

なお、競争入札参加希望者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(14)「女性活躍に係る行動計画策定の実績点」の算定方法

「女性活躍に係る行動計画策定の実績点」は 0.25 点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込み受付期間の末日の２年前の日から起算して２年の間に、競争入札参加者が女性活躍推進法第８条に基づく一般事業主行動計画を新たに策定したとして各労働局宛てに届け出た場合は 0.25 点、それ以外の場合は０点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

女性活躍に係る行動計画策定の実績の有無	女性活躍に係る行動計画策定の実績点
あ　　り	0.25
な　　し	0

また、算定の根拠資料として、女性活躍推進法第８条に基づく一般事業主行動計画を策定したとして各労働局あてに届け出た一般事業主行動計画策定届（受付印を有するもの）の写し（受付印が無い場合は受付されたことが確認できる資料の写し）を提出する。

なお、競争入札参加者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(15)「都内中小企業との共同企業体結成の実績点」の算定方法

「都内中小企業との共同企業体結成の実績点」は１点満点とし、当該発注工事において競争入札参加者が共同企業体を結成し、その構成員のいずれかが本店所在地が都内である中小企業（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年６月 30 日法律第 97 号）第２条第１項の規定によるもの）であり、かつその出資比率が 20%以上である場合に１点、それ以外の場合に０点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

都内中小企業との共同企業体結成の有無	都内中小企業との共同企業体結成の実績点
あ　　り	1
な　　し	0

また、算定の根拠資料として、都の入札参加資格申請受付票及び競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提出する。

(16) 技術点は、７（1）により配置予定技術者が変更となった場合についても、競争入札参加希望申込み時の配置予定技術者による点数で評価する。

７　配置予定技術者の取扱い

(1)　提出資料に記載された配置予定技術者については、原則として工事完了まで変更することができない。ただし、競争入札参加申込み後から落札予定者が持参する積算内訳書の確認時までの間に配置予定技術者の変更を申し出た場合、配置予定技術者の死亡等のほか、工場製作から現場設置へと工事現場が移行する場合等、発注者がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。この場合、変更後の技術者が保有する「配置予定技術者の資格点」、「配置予定技術者の実績点」及び「配置予定技術者の優良工事の実績点」の合計は、変更前の技術者が保有する「配置予定技術者の資格点」、「配置予定技術者の実績点」及び「配置予定技術者の優良工事の実績点」の合計以上とする。

(2)　技術者の変更を発注者がやむを得ないと認めない場合又は技術者の変更を発注者がやむを得ないと認めた場合であっても、変更後の技術者が保有する「配置予定技術者の資格点」、「配置予定技術者の実績点」及び「配置予定技術者の優良工事の実績点」の合計が変更前の技術者が保有する「配置予定技術者の資格点」、「配置予定技術者の実績点」及び「配置予定技術者の優良工事の実績点」の合計未満のときは、入札時の提出資料に虚偽の記載をしたものとして取り扱うことがあるとともに、本工事の工事成績評定を減じることがある。

８　その他の留意事項

(1)　提出資料の提出後は、原則として記載された内容の変更を認めない。ただし、発注者がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(2)　提出資料の作成及び提出に要する費用は、競争入札参加希望者の負担とする。

(3)　提出資料は、本工事に係る審査以外に競争入札参加希望者に無断で使用することはない。

(4)　提出資料は、返却しない。

(5)　この入札における非落札の理由その他の手続に関しては、「東京都入札監視委員会水道局事前審査運営要領」（平成 14 年 3 月 27 日付 13 水経契第 403 号）により、契約事務担当者に対して苦情を申し立てることができる。

巻末資料１

「企業の優良工事表彰の実績点」の対象となる表彰制度

局名	表彰状類の名称	表彰状類授与者	根拠となる要綱類の名称
財務局	賞状	局長	財務局優良工事等表彰要綱
	賞状	建築保全部長	財務局建築保全部低炭素化等優良工事表彰要綱
都市整備局	賞状	局長	都市整備局優良工事等局長賞贈呈要綱
	感謝状	所長	都市整備局優良工事等事務所長賞等贈呈要綱
住宅政策本部	賞状	本部長	住宅政策本部優良工事等本部長賞贈呈要綱
	感謝状	都営住宅経営部長	住宅政策本部優良工事等都営住宅経営部長賞等贈呈要綱
	感謝状	所長	住宅政策本部優良工事等事務所長賞等贈呈要綱
産業労働局	賞状	農林水産部長	産業労働局農林水産部森林土木優良工事等公表要綱
建設局	賞状	局長	建設局優良工事等公表要綱
	賞状	所長	建設局事務所長優良工事等公表要綱
	賞状	局長	建設局災害復旧等功労者公表要綱
港湾局	賞状	局長	港湾局優良工事等公表要綱
交通局	感謝状	建設工務部長	交通局建設工務部優良請負工事等公表等実施要領及び同細則
水道局	表彰状	局長	東京都水道局優良工事等公表要綱
		部長、所長	
下水道局	賞状	局長	東京都下水道局優良工事受注者表彰要綱
	感謝状	局長	東京都下水道局工事施行成績優良業者公表要綱

※　上記の表彰制度について、要綱類が改正されたことにより、改正前の要綱類からその名称等が変更となっているものについては、改正前の要綱類により表彰された場合であっても、上記表彰制度により表彰されたものとみなす。

※　授与された表彰状類が実績の対象となるのか不明な場合は、表彰状類を発行した部署に確認すること。

巻末資料２

対象期間一覧表（令和6年度）

令和6年度の公表開始日	令和6年度の基準日	対象項目		様式番号	対象期間
4月1日から6月30日	4月1日	企業の施工能力	同種工事等の実績	3	平成31年 4月1日から令和 6年 3月31日まで
			過去の工事成績評定	1	平成31年 1月1日から令和 5年12月31日まで
			優良工事表彰の実績	3	平成31年 4月1日から令和 6年 3月31日まで
		配置予定技術者の能力	同種工事等の実績	4	平成31年 4月1日から令和 6年 3月31日まで
			優良工事の実績	4	平成31年 1月1日から令和 5年12月31日まで
		事故及び不誠実な行為の有無		5	令和 3年 4月1日から令和 6年 3月31日まで
		地域における実績		6	令和 3年 1月1日から令和 5年12月31日まで
		単価契約工事又は緊急施行工事の実績		8	平成31年 4月1日から令和 6年 3月31日まで
		環境への配慮実績（とうきょう森づくり貢献認証制度）		11	平成31年 4月1日から令和 6年 3月31日まで
		仕事と家庭の両立支援配慮実績		13	
		女性活躍推進の実績（女性活躍推進大賞）		14	
7月1日から9月30日	7月1日	企業の施工能力	同種工事等の実績	3	令和元年 7月1日から令和 6年 6月30日まで
			過去の工事成績評定	1	平成31年 4月1日から令和 6年 3月31日まで
			優良工事表彰の実績	3	平成31年 4月1日から令和 6年 3月31日まで
		配置予定技術者の能力	同種工事等の実績	4	令和元年 7月1日から令和 6年 6月30日まで
			優良工事の実績	4	平成31年 4月1日から令和 6年 3月31日まで
		事故及び不誠実な行為の有無		5	令和 3年 7月1日から令和 6年 6月30日まで
		地域における実績		6	令和 3年 4月1日から令和 6年 3月31日まで
		単価契約工事又は緊急施行工事の実績		8	令和元年 7月1日から令和 6年 6月30日まで
		環境への配慮実績（とうきょう森づくり貢献認証制度）		11	平成31年 4月1日から令和 6年 3月31日まで
		仕事と家庭の両立支援配慮実績		13	
		女性活躍推進の実績（女性活躍推進大賞）		14	
10月1日から12月31日	10月1日	企業の施工能力	同種工事等の実績	3	令和元年10月1日から令和 6年 9月30日まで
			過去の工事成績評定	1	令和元年 7月1日から令和 6年 6月30日まで
			優良工事表彰の実績	3	平成31年 4月1日から令和 6年 3月31日まで
		配置予定技術者の能力	同種工事等の実績	4	令和元年10月1日から令和 6年 9月30日まで
			優良工事の実績	4	令和元年 7月1日から令和 6年 6月30日まで
		事故及び不誠実な行為の有無		5	令和 3年10月1日から令和 6年 9月30日まで
		地域における実績		6	令和 3年 7月1日から令和 6年 6月30日まで
		単価契約工事又は緊急施行工事の実績		8	令和元年10月1日から令和 6年 9月30日まで
		環境への配慮実績（とうきょう森づくり貢献認証制度）		11	平成31年 4月1日から令和 6年 3月31日まで
		仕事と家庭の両立支援配慮実績		13	
		女性活躍推進の実績（女性活躍推進大賞）		14	
1月1日から3月31日	1月1日	企業の施工能力	同種工事等の実績	3	令和 2年 1月1日から令和 6年12月31日まで
			過去の工事成績評定	1	令和元年10月1日から令和 6年 9月30日まで
			優良工事表彰の実績	3	平成31年 4月1日から令和 6年 3月31日まで
		配置予定技術者の能力	同種工事等の実績	4	令和 2年 1月1日から令和 6年12月31日まで
			優良工事の実績	4	令和元年10月1日から令和 6年 9月30日まで
		事故及び不誠実な行為の有無		5	令和 4年 1月1日から令和 6年12月31日まで
		地域における実績		6	令和 3年10月1日から令和 6年 9月30日まで
		単価契約工事又は緊急施行工事の実績		8	令和 2年 1月1日から令和 6年12月31日まで
		環境への配慮実績（とうきょう森づくり貢献認証制度）		11	平成31年 4月1日から令和 6年 3月31日まで
		仕事と家庭の両立支援配慮実績		13	
		女性活躍推進の実績（女性活躍推進大賞）		14	

※公表開始日は、東京都入札情報サービスの「発注予定情報」から検索の上ご確認下さい。
「発注予定案件一覧」のページで案件ごとに「公表日」として記載されています。

別記様式－２

議案５

東京都入札監視委員会　議案

開　催　日	令和８年７月１日（水）	議 案 番 号	５
所 管 部 署	東京都下水道局		
施 工 業 種	建築工事	等　級	Ａ
件　名	中川建設発生土改良プラント再構築その２工事		
場　所	足立区中川五丁目１番１号（中川建設発生土改良プラント内）		
概　要	別紙のとおり		
工　期	契約確定の日の翌日から令和９年10月29日まで		
契　約　者	大成・西武建設共同企業体（特）		
契 約 金 額	契約時：18,414,000,000円 変更後：18,414,000,000円（第1回）金額変更なし 18,588,669,000円（第2回）		

契 約 方 式	一般競争入札（技術提案型総合評価方式）
応募（指名）者	別紙「一般競争入札参加資格確認委員会議案」のとおり（全２者）
入札参加(指名)者	別紙入札経過調書のとおり（全２者）
入札経過(結果)	別紙入札経過調書のとおり（全２者）
施 工 状 況	施工中

（ 備　考 ）

○添付資料
１　工事概要（案内図含む）
２　工事発注予定表及び入札参加条件
３　一般競争入札参加資格確認申請書（落札者のみ）
４　一般競争入札参加運営委員会　議案
５　一般競争入札参加資格確認結果通知書（落札者のみ）
６　入札経過調書
７　工事請負契約書（表紙）
８　契約内容変更決定通知書及び承諾書
９　技術提案型総合評価方式　実施要領

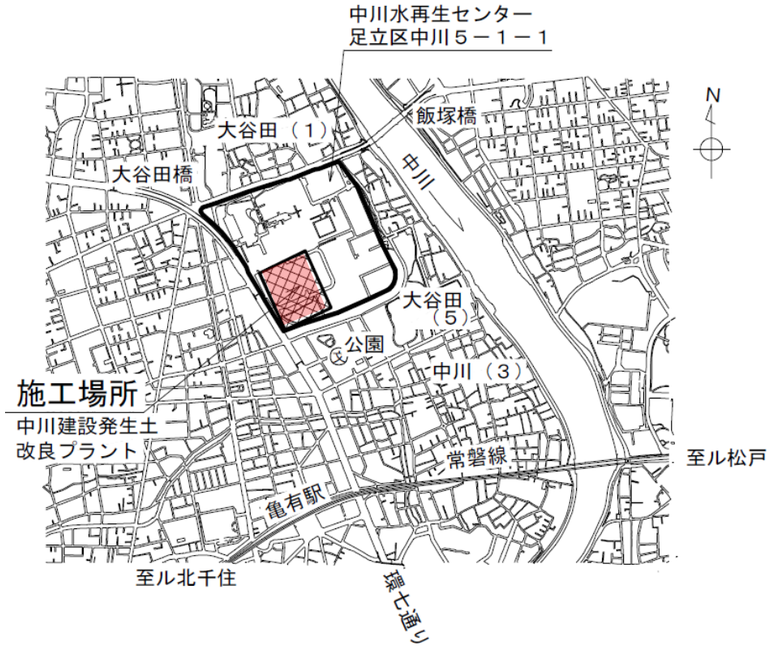
中川建設発生土改良プラント再構築その２工事　工事概要

１　契　約　件　名　　中川建設発生土改良プラント再構築その２工事
２　入　札　方　法　　一般競争入札
３　総　合　評　価　　技術提案型総合評価方式
４　契　約　金　額　　１８，４１４，０００，０００円
５　契約の相手方　　東京都新宿区西新宿六丁目８番１号
　　大成・西武建設共同企業体（特）
　　大成建設株式会社　復代理人　専務執行役員支店長　中村　有考
６　契約締結年月日　　令和７年４月１日
７　契　約　工　期　　契約締結の日の翌日から６１０日間
　　（令和７年４月２日～令和９年１０月２９日）
８　工　事　内　容
　中川建設発生土改良プラントは、下水道局工事で発生する建設発生土を埋戻土に改良する施設である。
　本工事は、中川建設発生土改良プラント再構築工事に引き続き、覆蓋施設の基礎杭及びフーチング（※）、底版コンクリートの設置、既設杭の撤去を施工するものである。
（※フーチング：　建物の荷重を分散して地面に伝えるために、柱の底部を広げたもの）

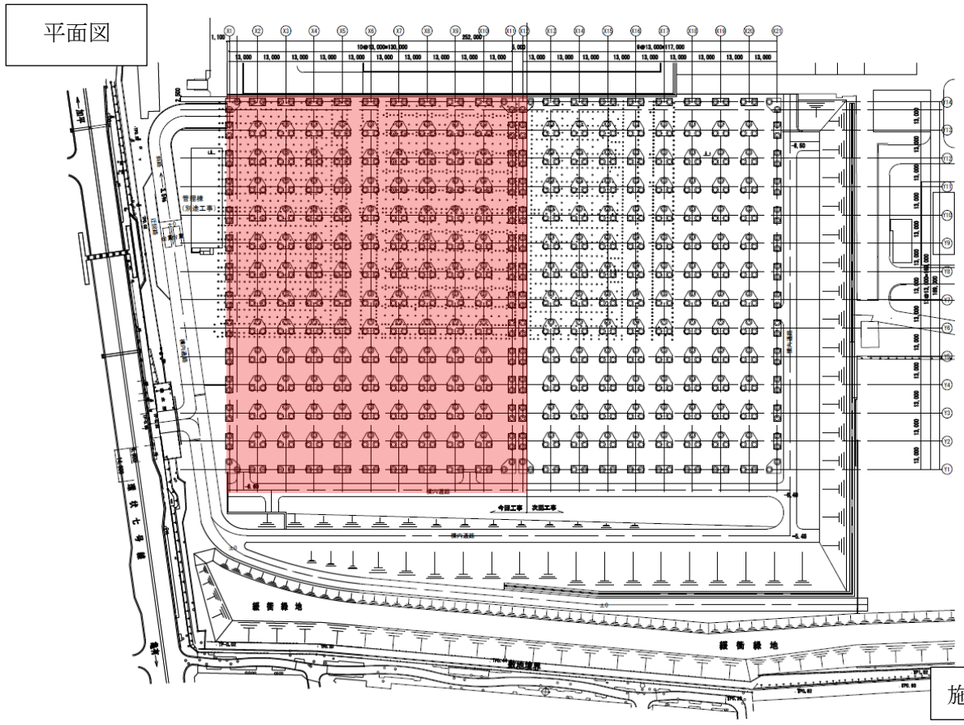
【工事概要（構造物内容）】
　建築工事
覆蓋施設　RC 造・地上１階　建築面積　23,110.33 ㎡
　　延べ面積　22,795.53 ㎡
建築躯体工事　一式

９　所在図及び平面図

所在図



平面図

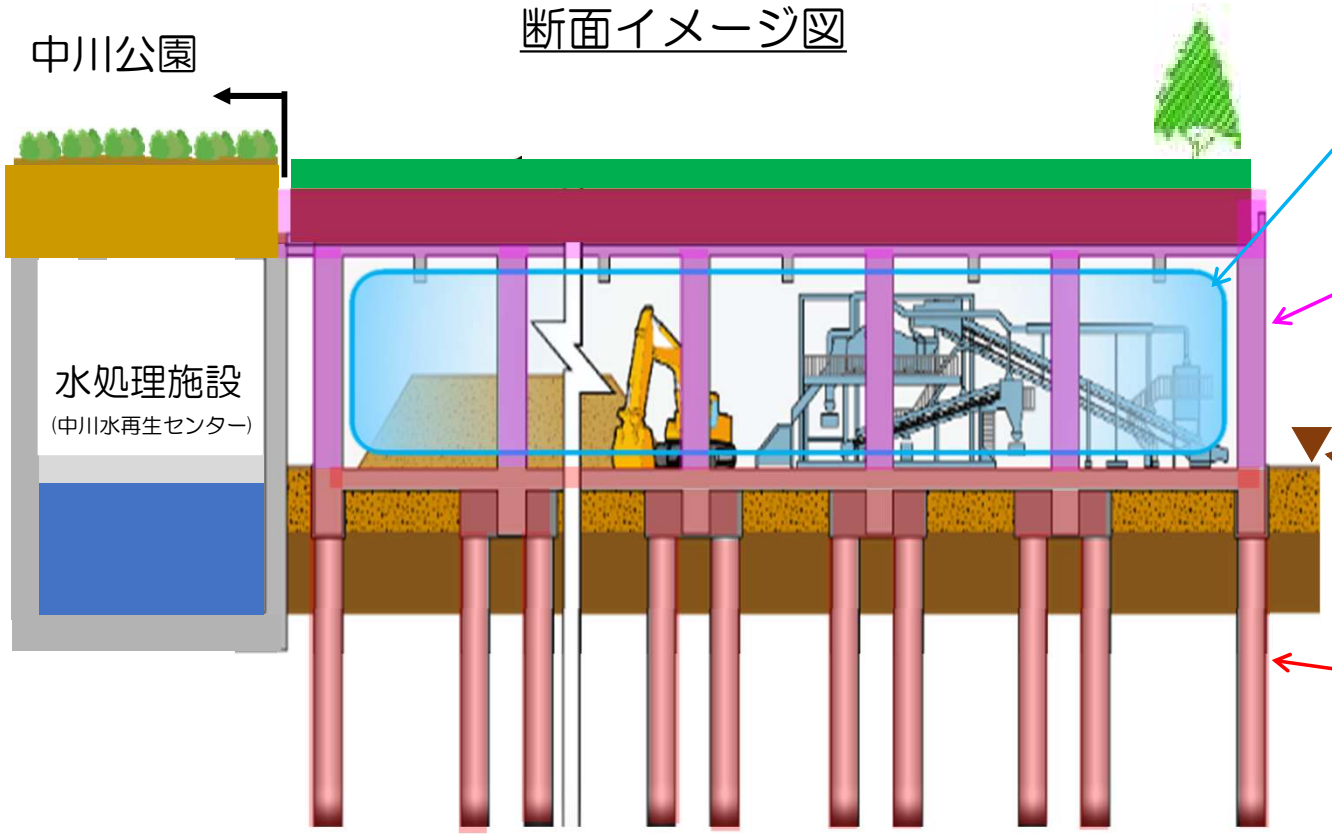


施工範囲

中川建設発生土改良プラント再構築

○その１工事からの一連の流れ

断面イメージ図



（将来工事）
・プラント設備等の設置
・場内整備等の仕上げ

その３工事
・覆蓋施設（柱、天井等）を構築

その１工事（前回工事）
・土留、掘削等の汚染土対策工事

その２工事（本工事）
・覆蓋施設（杭、床等）を構築

発注予定表

項目	項　目　内　容			
契約番号	06-建早-001			
業種	0700 建築工事		分野	
希望受付業種	希望受付業種１	0700 建築工事	分野１	
	希望受付業種２		分野２	
	希望受付業種３		分野３	
件　名	【電子】 中川建設発生土改良プラント再構築その２工事			
履行場所	東京都　足立区中川五丁目１番１号（中川建設発生土改良プラント内）			
概　要	建築工事 　覆蓋施設　ＲＣ造・地上１階 　建築面積　23,110.33m2 　延べ面積　22,795.53m2 建築躯体工事　一式			
履行期間	契約確定の日の翌日から640日間			
契約方法	一般競争入札(技術提案型総合評価方式)			
予定価格(税込)	事後公表			
発注等級	Ａ			
受付等級	A,B,C,D,E,JV			
工事発注規模	180億円以上 200億円未満			
その他	契約後VE対象、建設リサイクル法対象、低入札価格調査制度対象			
入札説明会開催日時				
入札説明会開催場所				
公報登載日	令和 6年10月16日			
開札予定日時	令和 7年 3月 6日 9時30分			
契約書種別	紙契約案件			
希望申請期間	令和 6年10月16日 9時00分から令和 6年10月31日 15時00分			
希望備考	受付時間　土曜日以外の日の8:00から21:00まで（初日は9:00～21：00、最終日は8:00～15:00）			
希望申請場所	東京都下水道局電子入札運用基準に基づく電子入札システムにて希望申請してください。			
担当局部課	下水道局経理部契約課			
担当者				
連絡先	03-5320-6562			
配布資料等	入札参加にあたっての注意事項 入札・契約手続きにおける健康保険被保険者証の写しの提出にかかる取り扱いについて 「HTTゼロエミッションアドバンス工事」について 「週休２日制確保工事」の指定について（発注者指定方式） 入札説明書 実施要領 実施要領【別紙-1】基本条件 実施要領【別紙-2】標準案 実施要領【別紙-3】施工計画に記入すべき項目 実施要領【別紙-4】標準案の工事工程			
積算資料等 ※入札情報サービスでは非表示	※ダウンロードしたファイル等は、本件の積算をする目的以外での用途で使用することや第三者への提供を禁止します。 設計書 特記仕様書 図面（1/2） 図面（2/2） 実施要領 基本条件図表 実施要領 参考図表			
発注予定備考	準備期間は60日間とする 本工事は、「建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認めない工事」である。 本工事は、単体企業又は特別共同企業体（特２）のいずれもが入札に参加することができる。なお、特別共同企業体の結成に当たっては、特別共同企業体に対する発注取扱要綱（平成７年５月18日付７下経契第２号の６）によること。 週休２日制確保工事（発注者指定方式） 技術提案型総合評価方式(試行)対象案件である ＨＴＴゼロエミッションアドバンス工事（受注者希望型） 本工事は、「現場代理人の兼務を認めない工事」である。			
希望申請要件－東京都社会的責任調達指針	対象外			
希望申請要件－１	下記の条件を全て満たす者であること。 ア　競争入札参加有資格者のうち、建築工事の有資格者であること。 イ　過去15年間で、躯体築造工事（コンクリート打設量12,000m3以上）の元請としての施工実績を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。） ウ　過去15年間で、杭工事（場所打ちコンクリート杭、杭長30m以上）の元請としての施工実績を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。） エ　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第１項に定める経営事項審査（直近で、かつ、申請日時点で有効なもの。以下同じ。）において、建築一式又は水道施設の総合評定値が1,200点以上であること。 オ　建設業法第３条に基づく特定建設業の許可を受けていること。 　上記イ及びウについては実績を証明する契約書及び施工内容が確認できるもの（仕様書、設計図面、ＣＯＲＩＮＳ情報）の写しを、エについては、経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写しを提出すること。			
希望申請要件－２	特別共同企業体も認める。 　共同企業体で申込む場合は、構成員数は５者以内とし、代表者の出資割合は、他の構成員のそれを下回らないこと。 　代表者は、希望申請要件１　ア～オの条件の全てを満たすこと。 　代表者以外の構成員は、競争入札参加有資格者のうち、建築工事の有資格者で、建設業法第27条の23第１項に定める経営事項審査において、建築一式又は水道施設の総合評定値が900点以上であること。			
希望申請要件－３				
希望申請要件－４				
希望申請要件－５				
希望申請要件－６				

閉じる

議会報告案件

建築工事

第1回　　入札経過調書

文書番号	
契約番号	06-建早-001
開札日時	令和 7年 3月 6日　9時30分
開札場所	下水道局経理部契約課
公表区分	事後公表
予定価格	19,644,779,000円（税込） 17,858,890,000円（税抜）
調査基準価格	18,269,644,470円（税込） 16,608,767,700円（税抜）

件名	中川建設発生土改良プラント再構築その２工事		
落札者	大成・西武建設共同企業体（特）	落札金額	93.7% 18,414,000,000円
住所	東京都新宿区西新宿六丁目８番１号		

	入札者氏名	入札金額（税抜）	基礎点	技術点	評価値	備　考
1	大成・西武建設共同企業体（特）	16,740,000,000円	100	40	0.8363	
2	大林・松下建設共同企業体（特）	15,613,101,000円	100	37.5	0.8806	低入札調査実施。調査票等の提出を辞退されたため落札者としない。

記事

履行場所　　東京都　足立区中川五丁目１番１号（中川建設発生土改良プラント内）
工事概要　　建築工事
　覆蓋施設　ＲＣ造・地上１階
　建築面積　23,110.33m2
　延べ面積　22,795.53m2

建築躯体工事　一式
工　　期　　契約確定の日の翌日から640日間
評価値は、入札金額を本案件公表事項に基づき換算した点数を、小数点第四位までで表示している（ただし、小数点以下第五位以降の桁で評価値を判定した場合には、判定した桁までで表示している。）。

予定価格は消費税及び地方消費税の額を含んだ金額であり、入札金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。
落札金額は、入札金額に記載してある金額に100分の　10　に相当する金額を加算したものである（1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる（単数単価契約の場合を除く。）。）。

契約内容の変更について（本文）

契約番号	06-建早-001		
件名	中川建設発生土改良プラント再構築その２工事		
適用条項	契約条項第22条		
契約の相手方	大成・西武建設共同企業体（特） 代表者 大成建設株式会社 復代理人 専務執行役員支店長 中村　有孝		
契約年月日	令和 7年 4月 1日	文書記号・番号	６下経契建早第１号
工事場所	東京都　足立区中川五丁目１番１号（中川建設発生土改良プラント内）		

契約金額	既定	変更予定	増（△）減
	18,414,000,000円 (うち消費税及び地方消費税の額 1,674,000,000円)	－	－

工期	既定	変更予定	増（△）減
	契約確定の日の翌日から640日間	契約確定の日の翌日から610日間	△30日間

前払金	既定	変更予定	増（△）減
	-	-	-

中間前払金	既定	変更予定	増（△）減
	-	-	-

変更内容等

設計変更書及び図書のとおり

契約内容の変更について（本文）

契約番号	06-建早-001		
件名	中川建設発生土改良プラント再構築その２工事		
適用条項	契約条項第52条		
契約の相手方	大成・西武建設共同企業体（特） 代表者 大成建設株式会社 復代理人 専務執行役員支店長　中村　有孝		
契約年月日	令和 7年 4月 1日	文書記号・番号	６下経契建早第１号
工事場所	東京都　足立区中川五丁目１番１号（中川建設発生土改良プラント内）		

契約金額	既定	変更予定	増（△）減
	18,414,000,000円 （うち消費税及び地方消費税の額 1,674,000,000円）	18,588,669,000円 （うち消費税及び地方消費税の額 1,689,879,000円）	174,669,000円 （うち消費税及び地方消費税の額 15,879,000円）

工期	既定	変更予定	増（△）減
	契約確定の日の翌日から610日間	―	―

前払金	既定	変更予定	増（△）減
	－	－	－

中間前払金	既定	変更予定	増（△）減
	－	－	－

変更内容等

設計変更書及び図書のとおり

技術提案型総合評価方式

実施要領

工事件名：中川建設発生土改良プラント再構築その２工事

令和６年９月

東 京 都 下 水 道 局

１　適　用

この要領は、技術提案型総合評価方式により、民間企業から東京都下水道局（以下「下水道局」という。）が要求する性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）に関する技術提案を募集して、価格と性能等を総合的に評価して落札者を決定する「（３）工事概要に示す今回工事及び次回工事」に適用する。

（１）事 業 名：中川建設発生土改良プラント再構築事業

（２）工事場所：東京都足立区中川五丁目１番（中川建設発生土改良プラント内）

（３）工事概要：今回工事　　地業工事（基礎杭設置（一部既設杭の撤去含む））
土工事（根切）
コンクリート工事（フーチング基礎、地中梁）
付帯工事

次回工事　　コンクリート工事（柱、梁、床板、A地区との接続を含む）
外構工事（覆土）
付帯施設（建築機械、建築電気）

別途工事※　管理棟
場内整備
プラント設備
覆蓋上部付帯工事

※別途工事については次回工事と競合する。

（４）工　　期：１，２２０日間（今回工事　６４０日間）

※ただし、落札者の技術提案書等の工程表に記載された工期を契約時の工期とする。

（５）今回工事件名：中川建設発生土改良プラント再構築その２工事

２　技術提案の範囲及び評価項目

（１）今回求める技術提案の範囲は、下記（３）の課題１から課題３までに関する施工計画である。

（２）施工計画の作成にあたっては、設計図面、特記仕様書、入札用設計書（以下、「設計図書」という。）及び【別紙１】基本条件※1、基本条件図書※2、参考図書※3、【別紙２】標準案※4等を踏まえて、適切な技術又は工夫により工事の品質を確保できる提案とすること。

なお、覆蓋施設の構造は、当局提示の図面による。

（３）技術提案の評価項目は、以下の通り（課題１～３）とし、各課題に対する技術提案の内容と技術提案に関する施工計画を明示した技術提案書（【様式２】を表紙とする。）並びに技術提案を含む工事全体の施工計画を明示した施工計画書（【様式３】を表紙とする。）を作成する。

なお、詳細は、【別記１】総合評価の方法等による。

課題１：今回工事の安全かつ確実な施工、工程の設定・管理（工程の工夫、短縮等）
課題２：次回工事の安全かつ確実な施工、工程の設定・管理（工程の工夫、短縮等）
課題３：周辺地域への配慮（今回工事及び次回工事）

※１　基本条件とは、技術提案を行う上で必ず守らなければならない条件のことであり、技術提案を含む工事全体の施工計画が基本条件の内容を満足しない場合、基礎点は「不合格」とし、入札参加は認めない。

※２　基本条件図書とは、基本条件の補足説明用の資料のことである。

※３　参考図書とは、技術提案を行うに当たり必要に応じて参考とすることができる資料のことである。

なお、参考図書は工事請負契約書第１条にいう設計図書に該当するものではないため、請負契約上の拘束力を生じるものではない。

また、参考図書に示されてない条件等を使用して技術提案をする場合は、具体的な根拠を明示すること。

※４　標準案とは、基本条件を踏まえ、標準的な工法を採用した設計案のことである。

３　技術提案の方法

（１）基本事項

入札に参加する意思のある場合は、課題１から課題３の全てについて、技術提案を提出すること。

なお、各課題の項目毎に最低１つ以上の提案を提出すること。

（２）技術提案の方法

ア　技術提案は、【様式２】技術提案書及び【様式３】施工計画書（以下「技術提案書等」という。）の提出とする。

イ　技術提案が不採用となった項目について、標準案により施工することで入札に参加する意思のある場合は、【様式２】技術提案書の該当項目に「○」を付し、提出すること。

また、落札者においては、本契約確定後遅滞なく、不採用部分の標準案による施工計画を提出すること。

４　設計図書に関する資料の貸与

設計図書に関する資料の貸与については、入札説明書による。

５　技術提案書等の作成に関する質問及び回答

技術提案書等の作成に関する質問及び回答については、入札説明書による。

質問書の様式は、【様式１】質問書を用いること。

６　技術提案書等の作成にあたっての留意事項

（１）技術提案書等の記載について

ア　指定されている様式の文字及び枠線については、省略や削除をしてはならないものとする。

イ　各様式に記載する文字の大きさは、10.5ポイント（数式や注釈で使用する記号等を除く。）以上とし、１枚当たり32行以下とする。

　また、説明図表等に用いる文字は、判読可能な文字の大きさとすること。

ウ　技術提案書等の記載に当たっては、競争入札参加希望者、技術者、協力会社及び技術協力先（指導、助言又は監修等を含む。）の会社名、担当者名及びこれらを特定できる固有名詞等（ローマ字などで頭文字等をイニシャル表示とする場合を含む。）の記載をしてはならない。

エ　特定の会社が判明される記述については、各提出資料の表紙を除いて認めない。

オ　上記アからエまでに違反していると認められた場合、基礎点は「不合格」とし、入札参加は認めない。この場合、技術提案の審査及び評価は行わない。

カ　「技術提案を含む工事全体の施工計画」の作成にあたっては、【別紙３】施工計画書に記入すべき項目について、漏れなく記載すること。

　また、技術提案により付加項目が生じた場合には、適宜、施工計画に記入する項目を追加し、記載すること。

（２）提出方法について

技術提案書の提出期限及び方法については、入札説明書による。

技術提案書等の提出に当たっては、次のことに留意するとともに、【別記２】技術提案書等の提出方法を参照すること。

（技術提案書の提出）

ア　技術提案書の一式をＡ４版のフラットファイルにまとめ、これを４部（正１部、副３部）提出すること。

　なお、副本には会社名を記載しないこと。

イ　技術提案書は、用紙の片面のみを使用して作成すること。

ウ　技術提案の内容を明示した技術提案書は、Ａ４版の用紙とし、指定の枚数以内とする。ただし、表紙とする【様式２】はこの中に含まない。

　また、技術提案に関する施工計画は、Ａ３版の用紙とする。

　なお、各課題の項目毎に使用できる用紙サイズの枚数制限は、【別記２】を参照すること。

　当該用紙サイズごとの枚数制限を超えて提案を行った場合は、その提案の審査を行わず、評価を「否」として扱うものとする。

　なお、図面・補助資料等は、電子データにて３部提出すること。提出する電子デ

ータの取扱いについては、後述ケによること。

エ　技術提案の内容を明示した技術提案書は、課題ごとに区別して１セットにまとめること。

オ　課題１～３の技術提案について、概要書をＡ３版横１枚で作成し提出すること。

カ　Ａ３版の用紙は、ゼット折とする。

（施工計画書の提出）

キ　技術提案を含む工事全体の施工計画について、Ａ４版30枚以下（用紙の片面のみを使用とすること。表紙とする【様式３】はこの中に含めない。）でフラットファイルにまとめ、これを４部（正１部、副３部）提出すること。

なお、副本には会社名を記載しないこと。

ク　技術提案を含む工事全体の施工計画に基づき工事工程を作成し、【様式４】の様式で提出すること。

なお、【様式４】で提出する工事工程は、前項キの資料枚数（Ａ４版30枚以下）には含まないものとする。

（電子データの提出）

ケ　技術提案書、技術提案を含む全体の施工計画及び図面・補助資料等の電子データを３部（正１部、副２部）提出すること。

電子データのファイル形式は、様式についてはＷｏｒｄ形式とし、その他については原則としてＷｏｒｄ形式、Ｅｘｃｅｌ形式又はＰｏｗｅｒｐｏｉｎｔ形式とする。ただし、関連図面等の作図に上記のファイル形式以外を用いた場合は、ｐｄｆ形式に変換するものとする。電子データの作成元に関する情報は削除すること。

電子データは、電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）に記録し、次のことを表示したラベルを貼ったものとし、記録後はウィルスチェックを行うものとする。①工事件名、②競争入札参加希望者名、③ウィルス対策ソフト名、④ウィルス定義（提出日における最新版とする。）、⑤ウィルスチェック日

なお、技術提案書、技術提案を含む全体の施工計画及び図面・補助資料等の電子データについては、会社名を記載しないこと。

また、副本にはラベルを貼らないこと。

（３）ヒアリングの実施について

技術提案書等のヒアリングの実施日等については、入札説明書による。

（4）その他

ア　提出期限以降は、原則として、提出された技術提案書等の追加及び差し替えは認めない（電子データを含む。）。ただし、提出された資料や提出内容について確認等が必要となった場合には、下水道局から競争入札参加希望者に対して、技術提案書等の追加及び差し替えを求める場合がある。

イ　提出された技術提案書等は返却しない。

ウ　提出された技術提案書等は必要に応じ、下水道局が複写することがある。

エ　技術提案書等の提出に係るすべての費用（ヒアリングに要する費用を含む。）は、競争入札参加希望者の負担とする。

オ　競争入札参加希望者が提出した技術提案書等に虚偽の記載がある場合、基礎点は「不合格」とし、入札参加は認めない。

カ　提出期限までに技術提案書が提出されない場合やヒアリングに参加しない場合は、基礎点は「不合格」とし、入札参加は認めない。

キ　下水道局からの技術提案の採否通知より以前に、入札参加に対する辞退を希望する場合は、資格確認通知後、電子調達システムの機能により辞退届を提出すること。辞退届の提出があった場合は、その後の入札手続を行わない。

7　技術提案書等の審査

技術提案書等の審査では、【様式３】施工計画書の内容が【別記１】総合評価の方法等に示す基礎点付与の条件を満たしていることを確認した後、【様式２】技術提案書の審査及び評価を行う。

なお、【様式３】施工計画書の内容が基礎点付与の条件を満たしていない場合、基礎点は「不合格」となり、【様式２】技術提案書の審査及び評価を行わない。この場合、入札参加は認めない。

8　総合評価の方法

総合評価の方法は、基礎点、技術点及び入札価格より算出した評価値をもって行う。

なお、詳細は、【別記１】総合評価の方法等による。

9　技術提案の採否通知等

技術提案書等の審査による基礎点の合格・不合格及び技術提案の採用・不採用については、当該技術提案を提出した者に対して個別に【様式５】採否通知書により通知する。

10　技術提案が採用された場合の入札等

（1）入札に参加する者は、採用された技術提案の内容に基づいて積算した金額で入札しなければならない。

なお、不採用の提案があった場合は、不採用の提案については、標準案に基づいて積算した金額で入札しなければならない。

（2）技術提案が全て不採用であっても標準案の施工計画により施工することで入札に参加する者は、標準案の施工計画に基づいて積算した金額で入札しなければならない。

11　落札者の決定方法

競争入札参加者の入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

なお、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

12　契約となった技術提案の取扱い

（1）提出した技術提案のうち採用された提案は、技術提案書に基づき施工すること。

（2）技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、下水道局が無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する事項が含まれる提案については、この限りでない。

（3）原則として、技術提案の内容は変更しないものとする。ただし、重大な条件変更が発生した場合は、下水道局と本工事の契約者とで別途協議する。

13　責任の所在等

（1）下水道局が技術提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する技術提案を行った契約の相手方の責任が軽減されるものではない。

（2）下水道局の契約の相手方は、技術提案に係る工事目的物の性能、品質について保証するものとし、性能等に関わる提案が履行できなかった場合で再度施工が困難あるいは合理的でない場合、下水道局は、契約の相手方に対して、契約金額の減額、損害賠償の請求等を行うことができる。

（3）下水道局の契約の相手方は、技術提案に係る部分において、第三者の権利（特許権等）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

14　その他

（1）本技術提案型総合評価方式に関して使用する言語は日本語、使用する通貨は日本国通貨とする。単位は計量法（平成４年法律第51号）に定めるものとし、全て横書きとする。

（2）下水道局が配布又は貸与する資料等は、入札参加に係る検討以外の目的で使用することを禁ずる。

（3）下水道局は、当該技術提案を提出した者の承諾を受けた上で技術提案の内容を公表する

ことができる。

（４）下水道局の契約の相手方の責による事由により、採用された技術提案について実施されていないと判断された場合は、工事成績評定を減じることがある。

（５）【様式５】採否通知書を受理した者で、基礎点で不合格又は技術提案不採用の理由に対して再度説明を受けたい者は、この通知書を受理した日の翌日から起算して10日以内（東京都の休日に関する条例（平成元年条例第10号）に規定する休日を除く。）に、東京都下水道局経理部契約課に対して再度書面により当該理由についての説明を求めることができる。

（６）工事変更については、技術提案の内容に応じて下水道局が積算した価格から算出した落札率を乗じて算出するものとする。技術提案の内容に応じて積算した価格が予定価格を上回った場合、その価格を予定価格とする。また、落札率が１を上回った場合、落札率を１とする。

なお、技術提案の内容に応じた積算を下水道局が行うために必要となる図面や数量計算書等の資料作成は、落札者が落札者自らの負担で行うこととする。詳細については下水道局と別途協議する。

（７）本事業は、別途次回工事を随意契約により契約する予定である。

（８）採用された技術提案は、次回工事にも適用するものとする。

【様式１】

令和　　年　　月　　日

東京都公営企業管理者　下水道局長　殿

（住所）
競争入札参加希望者
（氏名）

質　問　書

工事件名	中川建設発生土改良プラント再構築その２工事	連絡者氏名 TEL

番号	質　　問	回　　答

≪注意事項≫
１ 用紙は、Ａ４版を縦使いする。
２ 質問がない場合は、質問書を提出する必要はない。
３ 表の右側回答欄には、記載しないこと。
４ 記載欄が不足する場合は、適宜、欄を追加すること。

【様式２】

令和　　年　　月　　日

東京都公営企業管理者　下水道局長　殿

（住所）
競争入札参加希望者
（氏名）

技術提案書

中川建設発生土改良プラント再構築その２工事の技術提案型総合評価方式の実施要領に基づき、技術提案書を提出します。また、技術提案については、下記のとおり取り扱います。

記

１　技術提案の取り扱いについて（該当する欄に○を付す）

課題１	「安全かつ確実な施工」に関して、別添の通り提案します。 なお、本提案のうち、	
	○	採用されたものについては、当該提案に基づいて施工します。 また、不採用になったものについては、標準案で施工します。
	○	一部又は全部が不採用の場合、入札を辞退します。
課題２	「確実な工程の設定・管理」に関して、別添の通り提案します。 なお、本提案のうち、	
	○	採用されたものについては、当該提案に基づいて施工します。 また、不採用になったものについては、標準案で施工します。
	○	一部又は全部が不採用の場合、入札を辞退します。
課題３	「周辺地域への配慮」に関して、別添の通り提案します。 なお、本提案のうち、	
	○	採用されたものについては、当該提案に基づいて施工します。 また、不採用になったものについては、標準案で施工します。
	○	一部又は全部が不採用の場合、入札を辞退します。

≪注意事項≫

１ 技術提案の内容及び当該技術提案に関する施工計画を添付すること。

２ 技術提案が採用されなかった場合に標準案の施工を希望する者は、上記該当部分に「○」を記すこと。この場合、本契約確定後遅滞なく、不採用部分の標準案による施工計画を提出すること。

【様式３】

令和　　年　　月　　日

東京都公営企業管理者　下水道局長　殿

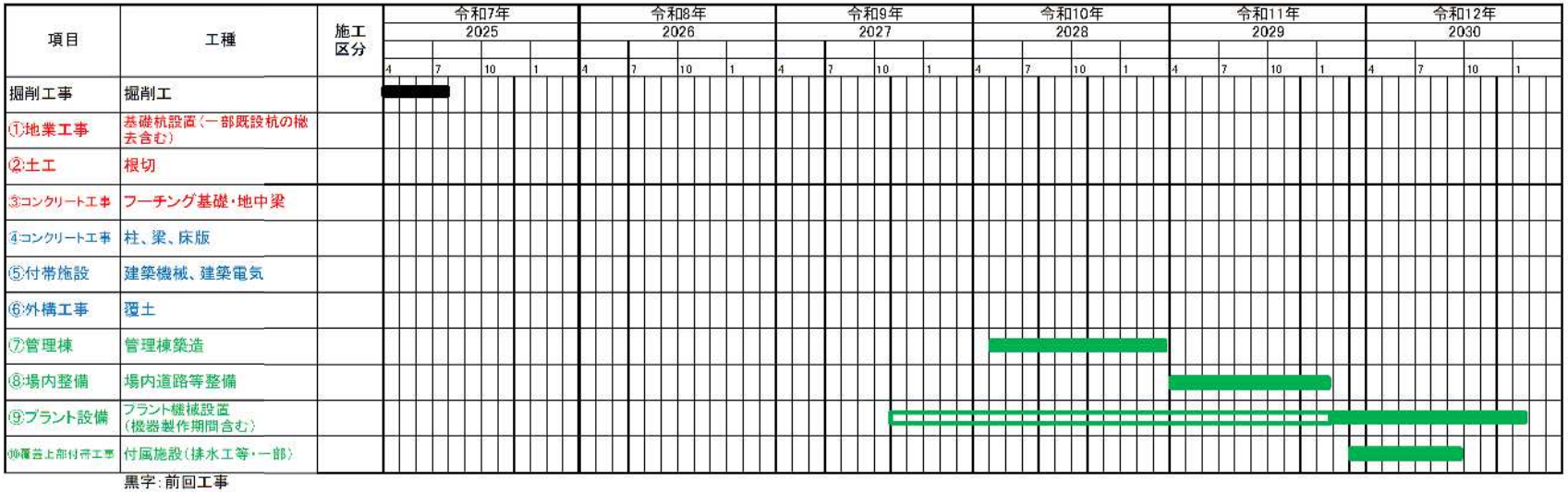
（住所）
競争入札参加希望者
（氏名）

施工計画書

中川建設発生土改良プラント再構築その２工事の技術提案型総合評価方式の実施要領に基づき、技術提案を含む工事全体の施工計画を提出いたします。

≪注意事項≫

１ 資料の添付可能枚数を上回らないこと（実施要領６（２）を参照のこと）。
２ フォントは、10.5以上とする。
３ 添付する資料に、競争入札参加希望者、技術者、協力会社及び技術協力先（指導、助言又は監修等を含む。）の会社名、担当者名及びこれらを特定できる固有名詞等（ローマ字などで頭文字等をイニシャル表示とする場合を含む。）の記載をしてはならない。
４ 施工計画書には、技術提案を含む工事全体の施工計画の内容に整合した工事工程を【様式４】により提出すること。
　なお、【様式４】は、技術提案を含む工事全体の施工計画（Ａ４版30枚以下）の枚数には含まないものとする。
５ 施工計画には、【別紙３】施工計画書に記入するべき項目について、漏れなく記載すること。
　また、技術提案により付加項目が生じた場合には、適宜、施工計画に記入する項目を追加し、記載すること。



黒字：前回工事
赤字：今回工事
青字：次回工事
緑字：別途工事　　白抜き線は、製作期間等

1　工程表の作成にあたっては、クリティカルパスが分かる工程表とすること。

2　工程表の項目については、様式のとおり９項目とするが、工種は必要に応じ、任意で枠を追加してもよい。

3　別途工事の内容（予定）

・管理棟工事（鉄筋コンクリート造　地上2階　建築面積　643.18㎡、延床面積　1258.56㎡）
　：建築躯体仕上げ工事、建築機械設備工事、建築電気設備工事
・場内整備工事　　：場内道路工、場内排水施設工、植栽工、付属棟設置等
・プラント設備工事：プラント機械設備工事（一次ロールミキサー、ベルトコンベヤ、石灰貯留槽等）
　：プラント電気設備工事（受変電設備、計装設備、監視制御設備等）
・覆蓋上部付帯工事：付属施設（排水工等・一部）

【様式５】

令和　　年　　月　　日

（住所）
競争入札参加希望者　殿
（氏名）

東京都公営企業管理者　下水道局長　　印

採否通知書

提出された技術提案書等に対する審査結果について下記の通り通知します。

記

１　工事件名　中川建設発生土改良プラント再構築その２工事
２　技術提案等に対する審査結果

提案課題		判定区分	不採用等の理由
基礎点の合否		合格・不合格	
課題１	項目1-1	採用・不採用	
	項目1-2	採用・不採用	
課題２	項目2-1	採用・不採用	
	項目2-2	採用・不採用	
課題３	項目3-1	採用・不採用	
	項目3-2	採用・不採用	

※基礎点の審査結果が「不合格」であった場合、入札参加は認めない。

注）不採用等に関する問合せ先
東京都下水道局経理部契約課　TEL　03-5320-6563

【別記１】

総合評価の方法等

工事件名：中川建設発生土改良プラント再構築その２工事

１　総合評価の方法

総合評価における「評価値」の算出等については、以下のとおりとする。

（１）評価値の算出式

評価値 ＝ （基礎点 ＋ 技術点）×１億／（入札価格）

評価値については、小数点第５位以下を切り捨てて、小数点第４位までとする。ただし、競争入札参加者間の差が小数点第５以下で生じている場合は、その初めての差が生じる位未満の端数を切り捨てて、当該位までとする。

（２）基礎点（100点）

技術提案を含む工事全体の施工計画が、基本条件の内容を全て満たしている場合、基礎点として100点を与える。ただし、技術提案を含む工事全体の施工計画において、基本条件の内容を１項目でも満足していないと判定された場合には、不合格とする。

なお、不合格となった場合、技術提案の審査及び評価は行わない。

（３）技術点（60点満点）

「２　技術提案を求める課題」に示す課題１～３について、「３ 技術提案の評価方法」に基づき審査する。技術点は課題１を計25点満点、課題２を計25点満点、課題３を計10点満点とし、合計60点とする。１項目当たりの配点は、課題１は、項目1-1、15点、項目1-2、10点、課題２は項目2-1、15点、項目2-2、10点、課題３は項目3-1、5点、項目3-2、5点とする。ただし、「否」評価となる提案があった場合、該当する項目の技術提案は「不採用」として取り扱い、標準案の施工計画による施工を行うものとする（技術提案の一部又は全部が不採用になった場合、入札の辞退を希望する者を除く。）。

２　技術提案を求める課題

課題１：今回工事の「安全かつ確実な施工」、「工程の設定・管理（工程の工夫、短縮等）」

課題２：次回工事の「安全かつ確実な施工」、「工程の設定・管理（工程の工夫、短縮等）」

課題３：周辺地域への配慮（今回工事及び次回工事）

３　技術提案の評価方法

ア　評価対象及び技術点

≪評価対象≫

（安全かつ確実な施工）（工程の設定・管理（工程の工夫、短縮等））

（共通）

・本工事は、建設発生土改良プラント設備（以下「プラント設備」という。）を覆蓋する施設（以下「覆蓋施設」という。）を整備する工事である。

・本事業は、事業エリアを２分割し、建設発生土改良プラント（以下「改良プラント」という。）の整備を行うものであり、次回工事、別途工事を含め第一期工事としている。

・更にこの第一期工事についても、工事発注を２分割とし、今回工事範囲としては、土工事（根切）、地業工事（基礎杭設置）、コンクリート工事（フーチング基礎、地中梁）までとしている。次回工事は、コンクリート工事（梁、柱、床版、A地区との接続を含む）、外構工事（覆土）、付帯施設（建築機械、建築電気）を想定している。また、別途工事にて管理棟工事、場内整備工事、プラント設備工事、覆蓋上部付帯工事を予定している。

・本事業については、長年にわたり地元と協議を重ね、理解と協力のもと計画された事業であり、第一期工事については、令和１２年度末までに完了する計画である。

・また、現場に搬出入できる工事車両台数については、場内で競合する他工事も含め、全体で１日あたり最大２００台程度として地元に説明している。

　なお、工事車両台数は、場内で競合する工事（プラント設備工事等）も含むものとする。

・第二期工事予定地内で、今回工事の工事用地として利用できる範囲は３，０００m^2程度である。

・次回工事と競合する別途工事の内容は、管理棟、プラント設備、場内整備を実施する計画であり、各工事は施工規模が大きく、令和１２年度末までに工事を完了させるためには、確実な工期の設定のほか、各工種における工程の工夫、短縮等が必要である。

（今回工事）

・地業工事箇所には、広範囲にわたり大量の既成杭が残置されており、基礎杭工の施工に際し、支障となる既成杭は、撤去のうえ基礎杭を施工する計画である。

・基礎杭が完了した範囲からフーチングと地中梁のコンクリートを打設する計画である。

（次回工事）

・覆蓋施設の柱、梁等の主要構造部材については、プレキャスト・プレストレストコンクリート工法（以下、「ＰＣａＰＣ」という。）を採用する計画である。ＰＣａＰＣ部材の設置では、柱や梁の架設、床コンクリートの打設、緊張作業、グラウト注入作業、A地区との接続を実施する計画である。

・ＰＣａＰＣの部材は、３５０ｔクレーンを用いて施工する計画である。

・ＰＣａＰＣの部材の設置完了後、上部の防水工事を実施したうえ、客土を敷設する。客土は、ベルトコンベアを使用して運搬する計画である。覆蓋の上載荷重は、客土を含め、３ｔ/m^2とする。

　このような施工条件を踏まえ、【課題１】【課題２】においては、安全かつ確実な施工を進めるために、起こりうる事象の抽出とその対応策の提案を求める。

　あわせて、工事工期の厳守のために、上記施工方法の提案を踏まえ、起こりうる事象の抽出と対応策、工期の工夫・短縮等の提案を求める。

【課題１】今回工事の「安全かつ確実な施工」、「工程の設定・管理（工程の工夫、短縮等）」（２５点）

地業工事、土工事、コンクリート工事（フーチング基礎、地中梁）及び上記工種の効果を高めるために付帯して行う工種を含む（提案数は最大５提案とする）

※各工種の工程日数の短縮を検討すること。併せて、施工フロー全体を踏まえ、工程管理のポイントについても言及すること。

※上記提案に際しては、ＩＣＴ活用による施工管理の効率化の視点を踏まえること。

【１－１】地業工事、土工事　※最大提案数は３とする【15点】

【１－２】コンクリート工事（フーチング基礎、地中梁）※最大提案数は２とする【10点】

【課題２】次回工事の「安全かつ確実な施工」、「工程の設定・管理（工程の工夫、短縮等）」（２５点）

コンクリート工事（柱、梁、床版、A地区との接続を含む）及び上記工種の効果を高めるために付帯して行う工種を含む（提案数は最大５提案とする）

※各工種の工程日数の短縮を検討すること。併せて、施工フロー全体を踏まえ、工程管理のポイントについても言及すること。

※上記提案に際しては、ＩＣＴ活用による施工管理の効率化の視点を踏まえること。

※また、コンクリート工事（梁、柱、床板）について、部材同士の接続方法や品質管理等については必ず言及すること

【２－１】プレキャスト工　※最大提案数は３とする【15点】

【２－２】現場打コンクリート工　※最大提案数は２とする【10点】

なお、【課題２】について、本提案において標準案で示した施工方法を変更して提案する場合は、適切な積算資料（協会積算基準など）に基づいて、工事費を算出することにより経済的優位性を掲示すること。その際、覆蓋施設の構造は、当局提示の図面によることとする。

※提案技術の経済的優位性を示す資料については、プレキャスト工及び現場打コンクリート工を対象に、項目を材料費、労務費、機械経費、仮設費、その他主要費目（任意に設定可能）とし、標準案と提案技術の金額と比率が分かる内容とすること。

※提示された次回工事の経済的優位性を示す資料については、技術提案の評価の判定に加味する。

また、経済的優位性を示す資料については、次期工事の契約に際して工種ごとに全部もしくは一部を、提案を超えない範囲で積算資料として使用するが、社会情勢の変化等により、賃金水準、物価水準等が変動し、資料の内容が不適当になったと認められた場合は、別途考慮することができるものとする。

【課題３】周辺地域環境等への配慮（１０点）

≪評価対象≫

（周辺地域への配慮）

本工事の施工箇所の南側及び東側には住宅地がある。

改良プラントは、屋外にプラント機器、原料土、改良土置き場を設置し運転していたため、粉塵、騒音の苦情がたびたび発生していた。

そのため、これまで緩衝緑地帯の設置、半地下化、工事車両のタイヤ洗浄など環境対策を実施してきた。

改良プラントへの運搬車両の入庫では、環状７号線の渋滞の原因となることもあった。

本工事についても、土砂の掘削や工事車両の出入り、杭打設時等、粉塵、騒音や振動等苦情の原因になる要因が含まれている。
環境対策については、工事着手の周辺住民への周知はもとより、工事中においても丁寧な説明、対応が求められる。

このような施工条件を踏まえ、【課題３】では、周辺地域の環境への影響を低減するために、【課題１】【課題２】を踏まえ、下記２項目について、起こりうる事象の抽出と対応策の提案を求める。

【３-１】環境対策（提案数は最大２提案とする）
ただし、工事全体を通しての提案を必ず１つ含むこと。【５点】

【３-２】ＩＣＴ技術を活用した地域へのＰＲ、地域貢献策（提案数は最大２提案とする）
ただし、工事全体を通しての提案を必ず１つ含むこと。【５点】

≪技術点≫
技術提案は、下記「イ　評価指標」により優／良／可／否を判定し、判定結果に応じて次のとおり技術点を付与する。

課題及び項目		技術点配点		
		優	良	可・否
課題１：土工事、地業工事、コンクリート工事（フーチング基礎、地中梁）における、「安全かつ確実な施工」と「工程の管理方法、工期短縮案」について（25点満点）				
1-1	地業工事、土工事	15	7.5	0
1-2	コンクリート工事（フーチング基礎、地中梁）	10	5	0
課題２：コンクリート工事（柱、梁、床板、Ａ地区との接続を含む）における、「安全かつ確実な施工」と「工程の管理方法、工期短縮案」について（25点満点）				
2-1	プレキャスト工	15	7.5	0
2-2	現場打コンクリート工	10	5	0
課題３：周辺地域への配慮（10点満点）				
3-1	環境対策について	5	2.5	0
3-2	ＩＣＴ技術を活用した地域へのＰＲ等について	5	2.5	0

イ　評価指標
技術提案の評価指標は次のとおりとする。なお、④評価については不採用とする。
①　優
提案内容の具体性や大きな効果が期待できる内容のもので、標準案に対して合理的な数値的根拠や検討結果が十分に示されており、提案内容が優れているもの。
また、課題２については、併せて技術提案の内容の他、経済的に優位となることが期待できるもの。
②　良
提案内容の具体性や効果が期待できる内容のもので、標準案に対して合理的な数値的根拠や検討結果が示されているもの。
また、課題２については、併せて技術提案の内容が優れているが経済的に標準的なもの。

③　可

上記①、②以外の内容のもので、提案が標準案と同等程度のもの。

また、課題２については、併せて技術提案の内容、経済性どちらも標準的なもの。

④　否

上記①～③以外の内容のもので、提案を認めず標準案での施工を求めるもの。

４　留意事項

（１）各課題において類似の技術提案が認められた場合、一つの提案として評価する。

※高い評価の提案を加点し、その他の類似している提案は「可」として取り扱うこととする。

（２）優れた提案であっても、過度なコスト負担を要するものもしくは過度に低コストな提案の採用については、その実行性も含め判断する。

※社会状況や施工条件等の変化がない限り、提案された施工方法は次回工事に適用するものとし、施工方法の変更は行わないものとする。

（３）以下に示すような提案項目は、認めない（施工不可）ものとする。

ア　施工に対する安全性への配慮に欠けるもの。

イ　第三者との協議を要するもの。

ただし、通常の工事において必要となる一般的な協議事項（道路使用にあたっての警察協議等）を除くものとする。なお、第三者とは「本件工事監督員と受注者以外の者」をいう。

ウ　関係法令に違反するもの。

【別記２】

技術提案書等の提出方法

１　提出書類と提出枚数

技術提案に関する資料

	技術提案の内容を明示した 技術提案書の**１項目**の合計枚数上限		技術提案に関する施工計画 の**１項目**の合計枚数上限
課題１	１－１	Ａ４版３枚	Ａ３版３枚
	１－２	Ａ４版２枚	Ａ３版２枚
課題２	２－１	Ａ４版３枚	Ａ３版３枚
	２－２	Ａ４版２枚	Ａ３版２枚
課題３	３－１	Ａ４版２枚	Ａ３版２枚
	３－２	Ａ４版２枚	Ａ３版２枚

工事全体の施工計画に関する資料

技術提案を含む工事全体の施工計画	Ａ４版30枚以下
技術提案を含む全体の工事工程	Ａ３版１枚

２　技術提案書等のフラットファイルへの綴り方

順番	様　　式　　等
1	【様式２】
2	概要書（Ａ３版横１枚）
3	課題１－１に関する技術提案（今回工事の安全かつ確実な施工、工程の設定・管理（工程の工夫、短縮等）の提案）（Ａ４版３枚まで）
4	課題１－１に関する技術提案の施工計画（Ａ３版３枚まで）
5	課題１－２に関する技術提案（今回工事の安全かつ確実な施工、工程の設定・管理（工程の工夫、短縮等）の提案）（Ａ４版２枚まで）
6	課題１－２に関する技術提案の施工計画（Ａ３版２枚まで）
7	課題２－１に関する技術提案（次回工事の安全かつ確実な施工、工程の設定・管理（工程の工夫、短縮等）の提案）（Ａ４版３枚まで）
8	課題２－１に関する技術提案の施工計画（Ａ３版３枚まで）
9	課題２－２に関する技術提案（次回工事の安全かつ確実な施工、工程の設定・管理（工程の工夫、短縮等）の提案）（Ａ４版２枚まで）
10	課題２－２に関する技術提案の施工計画（Ａ３版２枚まで）
11	課題３－１に関する技術提案（環境対策に関する提案）（Ａ４版２枚まで）
12	課題３－１に関する技術提案の施工計画（Ａ３版２枚まで）
13	課題３－２に関する技術提案（ＩＣＴを活用した地域へのＰＲに関する提案）（Ａ４版２枚まで）
14	課題３－２に関する技術提案の施工計画（Ａ３版２枚まで）

上記、技術提案書とは別冊にて【様式３】により工事全体の施工計画書を提出すること。

順番	様　　式　　等
1	【様式３】
2	技術提案を含む工事全体の施工計画（Ａ４版30枚以内）
3	【様式４】技術提案を含む全体の工事工程（Ａ３版１枚）

≪注意事項≫

1 技術提案が不採用となった項目について、標準案により施工する意思がある場合は【様式２】への記載を必ず行うこと。この場合、本契約の確定後遅滞なく、不採用部分の標準案の施工計画を提出すること。

2 技術提案書と施工計画書をＡ４版のフラットファイルにまとめ、それぞれ４部（正１部、副３部）提出すること。なお、副本には会社名を記載しないこと。

3 図面・補助資料等（構造計算書等を含む）を提出する場合は、電子データにて３部提出すること。